

12月10日（月曜日）

第2日目

平成19年12月10日（月曜日）

議事日程第2号

平成19年12月10日（月曜日）

開 議 午前10時

第1 一般質問

質 問

応 答

散 会

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 明石宏康君

(1) 当市の未収債権について

- ① 決然と法的措置で相対することが、悪質な滞納者を激減させる唯一の手段
- ② 市長みずからが毅然たる姿勢で大なたを振るってほしい

(2) 御成町の土地区画整理事業について

- ① 官民一体となった町並み構想が今もう必要な時期だ
- ② 御成町とか大町とかではない大館市の中心市街地再生について

2. 田中耕太郎君

(1) 比内地鶏偽装問題に関連して

- ① 企業倫理について
 - ア 消費者の安全よりも利益優先という企業倫理の喪失について
 - イ 指定工場の指定取り消しとあわせて優遇制度をどう処理するのか
- ② きりたんぽ製品にも認証づくりを
 - ア 大館市はきりたんぽ鍋をどういう位置づけとしてとらえているのか
 - イ 品質基準を設け品質の統一が必要
- ③ アメリカ市のあめの安全性について
 - ・ あめには消費期限の表示がない。表示の義務づけを指導しては

(2) 洪水や大雪など災害緊急時の取り組みについて

- ① 豪雨災害の対応に反省点はなかったのか
- ② 対策本部だけは機能するが、末端は機能するのか
- ③ 危険箇所を横断するような避難場所は指定すべきではない

(3) 病院事業会計の未収金について

ア なぜ治療費の未納が発生するのか。また、そうした未納内容の実態をどう分析しているのか

イ 未収金回収の取り組みについて

ウ クレジットカード支払い方式の検討を

3. 小棚木 政之君

(1) 20年春に予定の機構改革案の政策的な方向性は何か。支出削減のためだけの組織再編になっていないか

(2) 当市は県北の中核都市、北東北の中心を標榜しているが、その責務を果たす都市機能、組織運営になっているか

(3) 営業部を設置してはどうか

(4) 学校教育課以外の教育委員会所管部署を市長部局に移管してはどうか

(5) 学校を含む市施設を複合・多目的施設にし、地域活性化の基地に活用できないか

(6) 市域広域化に伴う行政サービスの不均衡解消のため、サテライト窓口化を検討してはどうか

(7) 東北新幹線青森延伸に備えた観光業及び地域活性化への備えはあるか

(8) 市の業務全般の見直しと外部評価の導入を図ってはどうか

4. 斎藤則幸君

(1) 音声コードの普及と活字文書読み上げ装置の設置について

(2) 市立総合病院について

① 駐車場の確保について

② ヘリポートについて

③ ドクターヘリについて

(3) メディカルコントロール体制の構築について

・ 本市の現状と今後の取り組みについて

(4) 市民サービスの充実について

① 本庁の窓口業務の延長について

② 身体障害者・高齢者・妊婦の共同駐車スペースを優先的に設置してほしい

③ バス運行時間の変更及び総合病院の受け付け時間の延長について

5. 佐々木公司君

(1) 大館の「大文字焼き」の日本一の大きさ奪取の考えはないか

(2) 比内地鶏について

① 偽装問題に対する市の認識と対応について

② 比内地鶏の定義について

(3) 大館市立病院の改善点について

- ① がん拠点病院の来年度指定に向けての取り組みは
- ② 早朝受診受け付け待ち対応について
- ③ 前日から駐車している車の対応について
- ④ 院内の案内標識はきちんとできているか
- ⑤ 各課の受診待ちと掲示ディスプレーはタイムリーに連動しているか
- ⑥ 冬期のヘリポートは大丈夫か

(4) 市民の病気予防と治療について

- ① 地域医療を考える集いは大館北秋田医師会と連携を図ってもよいのではないか
- ② 最速流行のおそれのインフルエンザ対策について

(5) もうかる林業振興について

- ・ 森づくりシンポジウムを受けて、今後の林業振興施策にどのように取り組むか

6. 笹 島 愛 子 君

(1) 市営住宅の改修・整備計画をいつまでに進めるのか、その予定は

(2) 北地区学校給食センターについて

- ① 大量生産で食のバランスをとっているのか
- ② 国内産・地元食材の使用はどのくらい見込んでいるのか
- ③ 各学校への配給に弊害はないか

(3) 後期高齢者医療制度について

- ① 制度をどのように高齢者の方々に周知させるのか
- ② 秋田県広域連合も保険料は年金から天引きするのか
- ③ 制度の中止・撤回を求める議会も出てきている。市長の見解は

(4) 前期の方の国保税を年金から天引きしないよう求める

(5) 70歳から74歳の方々の病院窓口負担を今の1割から2割に引き上げる案の凍結を解除させないよう国に求めることについて

(6) 敬老会について

出席議員（30名）

1番	小棚木 政 之 君	2番	武 田 晋 君
3番	佐 藤 照 雄 君	4番	小 畑 淳 君
5番	佐 藤 一 秀 君	6番	中 村 弘 美 君
7番	畠 沢 一 郎 君	8番	伊 藤 肇 君
9番	藤 原 明 君	10番	千 葉 倉 男 君
11番	佐 藤 久 勝 君	12番	仲 沢 誠 也 君

13番	桜 庭 成 久 君	14番	石 田 雅 男 君
15番	虻 川 久 崇 君	16番	藤 原 美佐保 君
17番	笛 島 愛 子 君	18番	明 石 宏 康 君
19番	吉 原 正 君	20番	佐々木 公 司 君
21番	武 田 一 俊 君	22番	安 部 貞 榮 君
23番	八木橋 雅 孝 君	24番	田 中 耕太郎 君
25番	田 畑 稔 君	26番	富 梶 安 民 君
27番	相 馬 エミ子 君	28番	高 橋 松 治 君
29番	奥 村 隆 俊 君	30番	斎 藤 則 幸 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 副 副 企 財 総 總 總 總 市 產 建 比 田 會 市立 上 消 教 教 選農	長 市 市 部 政 諸 駕 駕 駕 部 民 業 設 総 組 合 総 合 管 理 病院 下 水 道 防 育 育 次 管委員会 農業委員会	小 長 長 吉 長 谷 長 大 長 田 長 谷 長 佐 長 齋 長 中 長 丸 長 仲 長 中 本 小 長 斎 長 仲 長 本 小 長 仲 長 海 渡 三	畠 岐 田 光 部 明 友 隆 良 中 文 佐 林 藤 山 吉 岡 信 間 林 藤 山 吉 岡 間 林 藤 植 谷 賢 澤 銳 沢 銳 沼 俊 部 孝 浦 秀	元 堅 明 夫 彦 男 文 悅 浩 誠 君 行 雄 信 黙 夫 貢 賢 藏 行 俊 明	君 君
---	---	---	---	---	---

監査委員事務局長 岩沢慶治君

事務局職員出席者

事務局長	本多和幸君
次長	阿部徹君
係長	小玉均君
主査	畠沢昌人君
主査	小笠原紀仁君
主任	金一智君

午前10時00分 開 議

○議長（虹川久崇君） 出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（虹川久崇君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の質問時間は、再質問を入れて、1人40分以内と定めます。

質問通告者は12人であります。

質問の順序は、議長において指名いたします。

○議長（虹川久崇君） 最初に、明石宏康君の一般質問を許します。

〔18番 明石宏康君 登壇〕（拍手）

○18番（明石宏康君） 少少風邪声でお聞き苦しいところがありましたら、申し訳ございませんが、よろしくお願ひいたします。いぶき21の明石宏康でございます。去る9月の大震により被災された多くの市民の方々に心よりお見舞い申し上げます。本定例会にもこの大雨被害の関連予算が計上されており、いまだ課題も山積しておりますが、一日も早い被災地の復旧を願っております。また、過日の臨時議会におきまして、あなたが採点する行政の通信簿集計結果報告書が配付されました。大変興味深い内容となっており、何度も読ませていただきました。例えば、市民の目線で選んだ施設の重要度では病院や介護施設・保育園などが上位ベスト3であるにもかかわらず、満足度におきましては、それらいずれもがベスト10にすら入っていないなど、当市の抱える問題が一目で浮き彫りになっているように感じました。後ほど質問でも触れますが、この資料の中での当市施策のポジショニングの中で「中心市街地の活性化」については、重要度は中ほどに位置しているながら満足度はすべての施策の中で最下位となっております。この問題は、商業地域選出の議員たちだけでは到底解決することができません。市長以下当局はもちろん、今議場にいらっしゃる同僚議員皆様の力をどうか傾注していただき、当市の市街地再生が今以上に進むことを切望しております。それでは通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

地元紙で幾度も報道されておりますが、**当市の市税・税外を含む未収債権**総額は15億9,000万円にも及びこれは過去最悪の状態であります。合併以前の14年度決算で滞納額が9億4,000万円に達し、事態を重く見た市当局が15年12月に債権管理委員会を設置し、以来担当職員がその収納業務に懸命に汗してきたところではありますが、残念ながら状況は悪化することはあれ改善されることはない総括せざるを得ないのが現実であります。私はこの場で当局の努

力不足が原因だと一方的に非難するために質問しているではありません。事実、県内各市の現年度分の市税や国保税の収納率と収納の実績、欠損額の推移などを見ましても、当市だけが突出して悪いわけではありませんし、むしろもっと悪い自治体も散見されます。また18年度の市税収納率を前年度と比較しましても、多くの税目で滞納繰越額が前年度よりふえていながらも、滞納分の収納率が改善されている税目も多数あります。私が一番問題視しているのはただいま述べた市税や国保税部分ではない税外や企業会計分の未収債権であり、額については4億1,500万円余りの部分についてであります。債権科目は保育料から給食費・水道料金・診療費など多岐にわたっており、未収債権になった理由もケース・バイ・ケースで、それゆえ一概にこの問題を論じることにためらいがないわけではありません。さまざまな理由で経済状況が悪化して支払う意思があるのに払えない人たちがふえてきていることももちろん承知しております。私は、こうした払いたくても払えない方たちへの誠意ある応対や心のこもった相談・分納などの処置は、行政として当然の責務だと強く思います。また、私たちには市民生活を保障する義務がありますので、私は、その事情によっては今以上に英断をもって債権を放棄したり長期間猶予することもまた福祉向上の一策とさえ考えます。しかしながら私が憤りを禁じ得ないのは、今述べた払えない人たちではなく、悪意をもって払わない人たちが実際にいることあります。債権の種類によっては、何回督促を受けようが1円の延滞手数料すらつかない場合があつたり、早いものでは2、3年で時効により債権自体が消滅したりと、これでは悪意ある人からすれば市の債権など踏み倒し放題の感すらあります。滞納者のごく一部ではありますが、確かに存在するこうした悪質な人への唯一の対抗策が民事訴訟手続による強制執行であります。それゆえに、過日、企画部特別滞納対策室より提案された専決処分事項の指定に対するお願ひは極めて正当な主張であり、議会での議決を経なくても迅速に法的措置へシフトできる体制づくりを切に望むものであります。債権管理委員会を設置しても一向に減らなかつた滞納額と伸び悩んでいる収納率を勘案したとき、私たち行政サイドはこうした一部の悪質な人たちに対して今まで余りにも甘過ぎたのではないかと痛感するものであります。慎重な議論を重ねて誠実性に欠如していると誰もが認めた対象者に対しては、**決然と法的措置で相対することが、悪質な滞納者を激減させる唯一の手段**であると思います。それをせず野放しにすることで、どうして市民に公正・公平な負担をお願いしているとアピールできるのでありますか。これに係る市長の率直な見解をお伺いいたします。また、一部市民によるモラル低下に対抗できるような、安直に踏み倒されないような体系づくりに取り組んでいる事例がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

どこからが払えない人たちでどこからが払わない人たちなのか、また、誰がその線引きをするのかといった慎重な御意見ももちろん正論であると思います。しかしながら、さまざまな行政サービスを享受しておきながら代価を払わないわけですから、滞納というその結果一点から見れば、事情にかかわらずそのすべてのケースがルール違反であるということもまた正論では

ないでしょうか。滞納された側の自治体が悪質か否かを検討・判断する行為自体には、正当性が伴うと思います。現場で収納業務に直面している各課の担当職員や委託を受けた民間会社の徴収員の人たちは、滞納者の方の切実な生活苦の叫びや時には悪質な態度を日夜目の当たりにしていることだと思います。市長や管理職員の方たちには、ぜひこの最前線の生の声が聞こえていてほしいと痛感いたします。また、企業会計決算特別委員会の総括質疑でも触れましたが、**市長みずからが現在未収債権が過去最悪であるという認識を強く持たれ、その解決に向け陣頭指揮に立たれて毅然たる姿勢で大なたを振るっていただきたい**、公平感を著しく損なう悪質な滞納者を当市から一掃していただきたいと強く申し入れる次第であります。これに関する決意をいま一度お伺いいたします。

続いて、**御成町の土地区画整理事業**に関連して2点お尋ねいたします。この事業は平成32年までに当市も24億円以上を投じる、総事業費が52億円という一大都市計画道路整備事業であります。御存じのように当市の計画エリアが中心市街地を貫く形になっているため、そこで暮らす市民の多くがこの事業を得がたい街区再生の大チャンスと認識しており、視察研修や勉強会を何10回と開き、この機会を活性化につなげたいと努力を重ねています。私も幾度か彼らの勉強会に参加させていただきましたが、年代を超えたその熱意にはいつも感心させられるばかりであります。現在は、昨年現地に開設された準備室で担当職員が減歩緩和のための先行買収や仮換地指定の準備など、とても煩雑で困難な区画整理事業ならではの事務事業に追われておりますが、最近私がこの御成町南地区の同事業に関して不安を感じてしまうときがあります。私のつたない認識では、市当局と現地の人との間には、「区画整理事業は道路整備事業、こちらは市が責任をもって行うので、地域再生プランは民間が責任をもって行ってほしい」、こうした本来であれば当然であろういい意味でのすみ分けが行われているように見受けられます。しかし最近ではこの二極化が進み過ぎて、区画整理にあわせた町並みづくりに関する双方向の議論が欠けているように思えてなりません。例えば、個人情報の秘匿はあれ、先行買収の交渉を通じて、事業への参加意欲のある地権者の状況などを当事者たちがタイムリーに把握していくなければ、仮換地後の町並みデザインを描けといっても、どうしても理念や概念が先行してしまい、結果「これがあったらいいよね」とか「そうだこれも必要だし」みたいなただあれこれ張りつけ、羅列しただけの現実性に乏しいレイアウトになってしまふかも知れません。事業に対して今でも不安を感じている高齢者の方たちと当局の交渉状況を地元の人が知らなくては、商業エリアや居住エリアといった概要図ですら現実味を帯びません。事業開始直後の今ならイラストや模型によるイメージペースでいいでしょうが、24年からは大がかりな着工を控えておりますので、20年まであと一月を切った現在、施行主の市を交えた詳細な都市再生への町並みづくりの準備が行われていないことに一抹の不安を覚えてしまいます。都市計画道路整備事業そのものはしっかりと進んでおりますが、いま一つこれと両輪であるべき都市再生の準備がやや希薄に思えてなりません。さきに申した町並み整備は民間の責任での原則論はもちろん承知

ですが、事業の進捗を知る準備室の担当職員を含めた、まちづくりを専門とする職員と民間の今以上の連携が必要であると痛感しているのは私一人だけではないと思います。全国の区画整理事業が完工した他地域の事例を見渡すと、すばらしい街路の脇で空き地の目立つ閑散とした町並みがあります。国や県・市の手厚い財政支援で町並みづくりに挑んだものの、意欲のない人や経営の行き詰った人が先行買収で街区を立ち退いてしまった、口悪く言えば、もうだけもらってさようならといった人たちが続出してしまった、これでは一体何のための区画整理事業かわからない失敗例であります。民間にすべてのデザインを委任することは決して悪いことではありませんが、意欲のある人もそうでない人も一くくりにとらえて頑張ってお願ひしますでは、事業が完工するそのときになってから、当市が先の事例のようにならないとは言い切れません。例えば、青森県三沢市のように後継者がいなかつたりして継続を断念する経営者が多いとも、こうした人たちの土地を集約して新たな商業集積地にするという逆転の発想もあります。もちろん換地指定を行う行政側が、これではいけないと問題意識を持って民間と密接に連携したからこそ実現した話であります。市長は建築工学に明るく都市デザインのプロ出身でありますので、私のこうした諫言はまさに釈迦に説法でありましょうが、ぜひ準備室で奮闘している職員を直接慰労していただき、まちづくり係の職員を引き連れて、現地で都市再生の難題に直面している市民とひざを交えて話してほしいと思います。事業後の生活に不安を感じている人に対して、また、意欲のある人もそうでない人も、あと引退してのんびりしたいという人に対しても、皆さんに対して御助言をいただけましたらと切に願うものであります。何でも相談し合える、ときには意見を闘わせてもその中から新しい発想を生み出していける、**官民一体となった町並み構想が今もう必要な時期だ**ということに対して市長の御所見をお伺いいたします。

最後に、活性化について1点お伺いいたします。中心市街地活性化事業については、市議会に大町地区であるとか御成町地区からそれぞれ要望が寄せられてきます。立体駐車場の存続や駐車帯の整備への協力や廃墟となった旧竹村の現状視察や地元との意見交換、最近では議員の会の再設立に至るまで多岐にわたっておりますが、いずれも窮屈する商店街を側面から支援してほしいといったものであります。いつも気になるのが大町は大町のこと、御成町は御成町のこと、当然かも知れませんが、私は一方の当該地域に会社を営む一人として、語弊はありますが何か目に見えない商業者同士の網引きみたいなものがいまだどこかに介在しているように思えることがあります。中心市街地は駅前から常盤木町まで広範ながらも一つのエリアであり、その中の商業者同士が「これはこっちに建ってくれ」、「いや、こっちだ」と互いに主張し合う姿は、見ていて気持ちのいい人はおりません。今は商店街同士が川よりあっちだこっちだといった古いライバル意識を燃やしている場合ではありませんし、御成町だろうが大町だろうが、休みの日にお客さんが家族で商店街に行こうと思ってくれる町並みをつくることが先決なはずであります。18年に制定されて国策で強力に推進を図っている改正中心市街地活性化基本計画、

以下中活と略します、これにつきましては9月議会で石田議員も言及されておられましたが、これが策定されれば大町と御成町の人たちが、行政も消費者も交えて一つの商業エリア再生という同じ目的を持って議論のテーブルにつくことになります。これは私が長い間商店街で暮らしてきていました一度も見たことのない光景であります。この中活は一見簡単そうですが、現在は内閣府が直轄しており、抽象的な表現や理念的な見通しは徹底的に排除され、数値での目標づけや詳細なデータを重視した新しいタイプのまちづくり計画ですので、総理大臣の認定を受けるためには、官民で協議会を設立し、庁内で数人の職員が一年じゅうこの仕事だけをして長いときは数年かかると言われております。他地域の計画案を見ましても、今まで商店街がだめだった理由や行政の取り組みが悪かった反省から始まっているような厳しい内容のものがほとんどで、だからこういう町を考えていますといったプランを詳細に付しても、そのほとんどすべての案が何度も、多いときは何10回も再度練り直しの指導を受けるわけですから、議員の私も腹案も持たず安直に中活つくったらとか絶対に申せませんし、当局も十分承知しておりますので、簡単に「ええ、つくりましょう」などとは言えないのが実状だとは思いますが、古い地域間競争の概念を捨てて、商業者がつまらないプライドを捨て去って、泥にまみれても生き残ろうと思い、多くの市民が大館に商店街なんかいらないと思わないのであれば、私は、中活は実現できると信じたいですし、さきに申したおかしな綱引きも消え去る日がやがて来ると思っております。市長は、今は都市計画道路整備や公営住宅などスポットで行っている当市の活性化施策を将来的に中活策定により、より街区再生を鮮明に打ち出していくお考えは持たれているのかお伺いいたします。また、もし中活は現時点で空論であるとお考えであれば、御成町とか大町とかではない大館市の中心市街地再生について忌憚のない御所見をお聞かせ願えればと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。御静聴ありがとうございました。（拍手）（降壇）

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの明石議員の御質問にお答えいたします。

1点目、大館市の未収債権について。①一律に断罪するのではない。「払えない人たち」を助け「払わない人たち」への決然たる対応こそ公平性の原則、②市長はこの最悪の状況を看過してはならない。あなた自身が先頭で大なたを振るうべきだ。この2点につきましては、関連がありますので一括でお答えいたします。議員御指摘のとおり、本市の平成18年度の未収債権総額は過去最悪の状況であり、滞納対策は最重要課題であると認識しております。そのため、先般、企画部企画振興課に特別滞納対策室を設置し、法的手段による強制徴収の実施を視野に入れた滞納対策の準備を進めているところであります、負担能力がありながら支払わない悪質な滞納者に対しては、法的措置を含め毅然とした態度で臨み、まじめに納付している市民から不公平感を持たれることのないよう滞納整理を行ってまいります。税外諸収入金に関する強制執行には訴訟等の法的手続が必要となります、事案によっては即座に対応しなければ

ならない場合も想定されることから、地方自治法の規定により議会の議決が必要とされている訴訟手続に関し、一定額以下のものについては専決処分をすることができる事項に指定してくださるよう、議会にお願い申し上げているところであります。なお、悪質な滞納者の線引きについては、例えば、給与等一定の収入がありながら長年にわたり納付していない場合や税は納付しているが税外納付金については厳しい措置がないことから納付せず、話し合いにすら応じないなど、個々のケースごとに情報を収集し分析した上で、地方税法の徴収猶予等の要件を参考にしながら判断し対応してまいりたいと考えております。一方、納付する意思はあるものの経済的な事情により納付が困難な滞納者につきましては、必要に応じて納付の猶予や処分の停止などを行い、生活の安定に配慮したいと考えておりますので御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

2点目、**御成町の土地区画整理事業等について**でありますけれども、そのうちの①について、区画整理は活性化事業ではないという人もいるが当市のケースは違う。「お客様が来たくなる魅力ある街区形成プラン」を官民一体で平行して進める時期であるという質問についてでありますけれども、どうも質問取りがうまくいってなかつたのか、御質問の内容と用意しました原稿が若干そごを来たしておりますので、原稿なしでお答えする部分もありますので、ひとつその辺は、後で足りない点はまた御質問していただければありがたいと思いますが、まず、4月にまちづくり係を新設しまして、総合的にまちづくりに取り組んでいるところであるわけであります。そこで、御質問の1点目です。まちづくりというものについて、区画整理について、どうもその上物についての相談という体制が、現地事務所を含めて不十分ではないか、職員と地元の連携についても足らざるところが多いのではないかという御指摘でありますけれども、そもそもこの区画整理事業を行う最大の目的は、まちづくりであります。そして、これからまた長くその地域で活動される、そして居住される皆様方の新しい暮らしをつくるための基盤づくりが区画整理事業の目的でありますので、もし御指摘のような点がございましたら、私どもそれは十分に注意して、地域の皆様方の今後の生活再建も含めた、商業者のこれから活動を含めてどのように新しい町をつくっていくかについて、連日のように議論を重ね十分に御意見を伺っていく体制をとらなければいけないと私も感じる次第であります。都市計画は、夢であります、夢をつくることであります。そして、都市計画の実現手段の一つとして最も強力な手段が、まさに都市計画の母と呼ばれている区画整理事業であると思います。その意味で、地域の皆様方の夢をかなえるような形の都市計画を強力に推進していくことを、ここで改めてお誓い申し上げる次第であります。

それから2点目でありますけれども、**大町地区対御成町地区という旧来の地域間競争は死語である。商業者の存亡が問われる10年が始まっている**という点でございますけれども、まず基本的には、御成町南地区土地区画整理事業に伴うまちづくりと、それから大町地区の暮らし・にぎわい再生事業について、両方このまちづくり係を新設して協力にバックアップしてい

こうとしているわけであります。当然、ソフト面・ハード面、両面からこれの施策は実行されなければいけないわけであります。とりわけ御成町南地区につきましては、中央線が狭隘であるなど地区としての基盤整備がおくれていることから、区画整理事業を柱とした住環境の整備に取り組むとともに、市街地の活性化につなげるため魅力的な商店街の創設を目指しているわけであります。一方、大町地区につきましては、大町住宅街区において借り上げ公営住宅を核とする施設関連建設の事業化に向けて事業主体に一定のめどがつき、来年度には実施整備計画を作成し21年度の事業着手を目指しているところであります。今後は、中心市街地の活性化事業で国の支援措置を受けるために、改正中心市街地活性化法に基づいた新しい中心市街地活性化基本計画を策定することとしておりますが、御指摘のように、この基本計画は地元の合意形成を得て確実に事業化され、地域一体となって推進する計画としなければならず、また、基本計画に意見を具申する中心市街地活性化協議会及びまちづくり会社を設立しなければならないなど、国の認定を受けるためのハードルが非常に高いことから、商工会議所を初め各団体と十分協議しながら認定に向けて努力してまいります。中心市街地は各街区が一体となることで成立するものと考えており、それぞれが保有している歴史・文化を生かしながら、大町・御成町と区別することなく相互に交流を深め、連携することで誰もが安全で安心な生活を送ることができる共生するコンパクトシティを構築したいと考えております。そのためには、大町まちづくり協議会・御成町南地区活性化協議会の果たす役割が重要であると認識しており、事業実施に当たっては、民間活力の導入を前提に各協議会と調整を図りながら、中心市街地の活性化に向け努力してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○18番（明石宏康君） 議長、18番。

○議長（虹川久崇君） 18番。

○18番（明石宏康君） 1点、お願い事をさせていただきます。1番目の未収債権についてであります。決算特別委員会の審議などでも、当局の方から、本当ににわかに信じられないようなモラルの低下について、さまざまな現状報告がありました。例えば、前にもお話ししましたが、出産一時金を受け取るだけ受け取って、病院に診療報酬を払わないで平然といなくなってしまう方がいらっしゃる、そういう方たち。ケースはさまざまですが、ほかにも公立保育園に入れなかった保護者から、「私たちは抽選で入れなかったのに、ほかに運よく入った人でも全然お金を払わないでずっと通園している。不公平ではないか」といった苦情を寄せられることもあります。こうしたいろいろなケースがありますので、答弁の中にもありました。公平性の原則を最大限生かしながら、肃々と進めていただきたいとお願い申し上げます。また、2番につきましては、非常に中活に対して前向きな答弁をいただきまして、ハードルは高いと思いますが、ぜひ努力して実現していただけましたらと思います。お願いします。答弁はいりません。以上であります。

○議長（虹川久崇君） 次に、田中耕太郎君の一般質問を許します。

〔24番 田中耕太郎君 登壇〕（拍手）

○24番（田中耕太郎君） 皆さん、おはようございます。いぶき21の田中耕太郎です。まずもって9月の大洪水で被災された方たちに、この場をお借りして、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。以前、小泉元総理が「坂にもいろいろな坂があり、まさかという坂もある」と話されておりましたが、まさしくことしはいろいろなその「まさか」があった年ではなかったでしょうか。しかし、大変残念なことにある地位にある方が、ことしのサプライズのトリは比内鶏だと言われたことには、地元の人間として、とても悔しい思いをいたしました。昨年の世相をあらわす漢字一文字「命」に託したこの1年も、はや過ぎようとしておりますが、この12日には、ことしの世相が清められて、新たな漢字一文字が揮毫されようとしております。自然災害やらねじれ国会などと日本は大変な揺れで、明るい話題の少ない混迷の1年といった感がいたしておりますが、中でも産地偽装や品質保持期限のごまかし、食品偽装などの発覚は今も後を絶ちませんが、特に生産地においては、地方経済を揺るがす大きな事件でもございました。そうしたことを背景に、私の一般質問を進めさせていただきます。

1点目として、**比内地鶏偽装問題**に関連して、市長のお考えを改めてお尋ね申し上げます。これまで日本の食の安全は、世界的に誇れるものであったことは御承知のとおりでございますが、不幸にして、秋田県の、しかも大館のこの地から、日本の三大地鶏と言われ名声を博してきた比内地鶏に偽装事件が起こったことは、まことに残念な思いがいたしております。今、全県を挙げて汚名返上と信頼回復に努力なさっておるようで、関係者の皆様には心からねぎらいを表するものでございます。そこで、まずこうした比内地鶏の偽装を生み出した**企業倫理**についてでございますが、企業の大小を問わず経営活動を行う場合には、法令や規則に沿った行動により消費者の信頼を確保し、存続・発展を目指すことは言うまでもございません。企業活動及び人としての倫理・道徳といった社会規範が遵守されず、生きていくために倫理感覚をみずから麻痺させてきた、こうしたことの欠如が今回の不祥事となり、地域社会の信頼を失墜させ、経営破綻という結果にもつながった例ではないでしょうか。また、企業だけに限らず私たちにおいても同様なことが言えるわけで、市行政における偽装はないものと確信しておりますが、公平で公正な行政サービスの執行により地域住民の期待や要望にこたえることが強く求められていると思います。このたびの比内地鶏が招いた**消費者の安全よりも利益優先**という**企業倫理の喪失**について、市長はどうお考えなられているか、まずお伺いいたします。

続いて、その企業倫理についてでございますが、**指定工場の指定取り消しとあわせて優遇制度をどう処理されるのか**。株式会社比内鶏は、平成16年11月の二井田工業団地での操業開始と同時に大館市工場等設置促進条例に基づく指定工場として指定され、操業開始時支援金60万円と固定資産税の課税免除を3年間受けおりました。この偽装問題が発覚したときに、市

では「偽装等の営業をしたことに基づき、条例の指定を取り消すことはできない。優遇措置も継続することになる」とお話ししておりました。同条例では、工場が廃止もしくは休止状態にあれば指定を取り消すことができることとなっており、結果として、同社から廃止届が出されたことで市では指定を取り消したものでございます。しかし、市民感情から考えますと、廃止届や休止届が提出されなくても、不正な営業等が判明した場合には、直ちに指定を取り消し、優遇措置も取り消しすることが当然と考えます。特に、取り消したと同時に固定資産税の課税免除を解除し、税金をその段階から賦課できるように条例を改正すべきと思います。また、条例指定企業のこのような事件に対しては、しっかりチェック機能を働かせ、拙速のない対応をとっていただきたいと考えておりますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

また、比内地鶏に関連して、**きりたんぽ製品にも品質基準を設けた認証づくり**をということでお尋ねいたします。ことしも行われたきりたんぽ祭りは、たんぽ1,000本焼きなどのイベントなど発展的に継続・実証しておられ、ことしの祭り期間中は2万6,000人の来客があったとの行政報告もございますとおり、お客様にも結構好評のようございます。ところで、仕事柄、近隣市町村を出歩く機会が多いわけですが、きりたんぽの本場とかきりたんぽ発祥の地などと県北各地も盛んにアピールしているのが目にとまります。私の記憶にある限りでは、生まれてこの方、何の疑問なしに各家々での家庭の味としてなれ親しんできました大館がきりたんぽの本場だと認識して育ってまいりましたが、皆さんにもそうした思いがおありかと思います。そこで、まず、**大館市はきりたんぽ鍋をどういうイメージと申しますか、どのような位置づけとしてとらえているのか**ということをお尋ねしたいと思います。

また、きりたんぽは、収穫したばかりの新米と珍味な比内地鶏の取り合わせは、本場ならではの郷土料理でございます。ただ、近年、気がかりなのは、通年出回るようになったたんぽの製品にばらつきが見られる点でございます。例えば、以前、私の知人が東京へ送ったたんぽが、米粉が混ぜてつくられていたらしく、煮てすぐにどろどろ溶け出し、たんぽ鍋が大変な状態になってしまい、「もう送らないでくれ」という連絡をちょうどだいしたという大変情けない思いが、今も私の心に残っております。その時分、食品の偽装といったことが強く問われることもなかったことが幸いですが、やはり我が大館に汚点を残すことにもなりかねません。たんぽの製造に**品質基準を設け、ブランド化とまではいかないまでも品質の統一が、ぜひ必要**になってくるのではないかでしょうか。私自身、自慢するわけではないのですが、大館市はきりたんぽの本場ですと言いたいところでございます。そういうのは、むしろ市が積極的に手助けすべきではなかったかと思うところでございます。いかがでしょうか。

また、同じようなことがアメッコ市のあめの安全性についても言えることかと思います。来年2月のアメッコ市に向け、既にあめの枝となる水木が刈り取られ、枝あめづくりの準備に入ったとの報道もございます。露店にはさまざまな趣向を凝らしたあめが並び、420年もの伝統を持つ冬の風物詩でございますが、出店を見ていて、近年、その数が少なくなったと思って

いましたら、昨年は33社のお店が開いたと聞いて、まずはホッとしています。また、イチゴやあんこといった食材も使われ、創作あめが多く出回っていて大変にぎやかで結構なわけですが、市外や県外では宣伝効果も余り期待していないのか、もう正月明けには大館のアメッコという名で大型店で飾られ、売られています。決して創作や商売を邪魔するつもりはないわけですが、アメッコ市の**あめには消費期限の表示がございません**、というのが大変気がかりでございます。実行委員会の方たちも気にとめられておるそうで、市も側面から**表示の義務づけを指導なさってはいかがでしょうか**。その点のお考えもあわせてお尋ねいたします。

次に、2点目として**洪水や大雪など災害緊急時の取り組みについて**お尋ねいたします。この9月、県北部を襲った豪雨の被害復旧に、今般、6億円もの補正予算を組んだという報告がございましたが、お隣、鹿角市・北秋田市などでもけた違いの被害が出たということを思うと本当に無念な思いがいたします。予想しにくい異常気象変動が世界的に起きておりますが、今回の9月の豪雨災害の対応に**反省点はなかったのか**ということでお尋ねいたします。まず、地区の町内に避難を知らせる広報車でございますが、音量が低くてと申しますか、昨今の家屋構造が大変よくなっていますので、室内でテレビのボリュームを少し高くして見ていますと全然聞こえない、聞き取れなかったという欠点があろうかと思います。また、私自身も実際避難場所に夜中までついてみて感じたことは、避難者の数より届けられた毛布の数が極端に少なかつたり、また、その毛布が入ってきた箱が開けようにも荷づくり用の丈夫なテープで縛られていて切れない。ライターを持った方がいて、火をつけてそのひもを焼いて事なきを得ましたが、そういう光景も見受けられておりました。1つの避難や避難先で、こうした大小の問題点があったように思いますが、全体的に今回の対応について、災害対策本部から、課題といいますか、反省点の報告がなかったのが大変残念でございます。私は、さきの17年9月定例会でも、広域となった新大館市の自然災害への取り組みについて警鐘した質問をいたしましたが、このたびの豪雨災害の対応に反省点はなかったのか改めてお聞きいたします。

ただ、今回の豪雨は突如のこととはいえ、対策本部は既に日中に立ち上げたと聞いており、大変懸命な取り組みには感謝を申し上げたいと思います。本部におきましては、いろいろな情報収集のほか、その先の想定判断やら御苦労なさったと思いますが、いろいろな決定事項が地域の末端まで届いていないという点と、また、決定・指示事項が誰に対してなされるのか、誰がこれを受け取り、地域にどのような周知を図るのか解決されていない点がございます。一番連絡体制網がとられているのは地域の消防団なのですが、これは常設の消防団だからできることで、警戒監視には大いに役立ったと思います。また、市職員の協力・動員もありましたが、本部は緊急マニュアルにありますとおり、連絡体制に沿って発動をかけたのか、動員された職員の合点がいかない顔色から不安を隠せない点もございました。同時に、避難先の学校などでは、普段校長先生がかぎを保持しておらず、緊急対応に戸惑ったことも明らかとなっております。そのほか、一般の方々の協力体制と言いますか、市民の協力体制にいま一歩不備があるよ

うに感じますが、対策本部だけは機能するが、末端は機能するのか、本部長としての御答弁をお聞きいたします。

もう一つ大事な点として、避難場所やそのルートについてお尋ね申し上げます。避難先の一つの例として、軽井沢地区が福祉エリアへ、十二所町部は小・中学校が指定されていたようですが、米代川がはんらんする状態で消防団が橋を通行どめにしているのに、その橋を渡らなければ避難場所に行けないという事態があったと聞いております。マニュアルがそうなっているのか、にわかに指示であったのかは別として、やはり危険箇所を横断するような避難場所は指定すべきではないと思いますがいかがでしょうか。また、今後災害計画を見直すに当たっては、決して机上の線引きではなく、地域・地区の方たちと十分話し合うことは無論、コンセンサスが得られること、また、市独自なもの、そうしたことが一番大事なことではないでしょうか。市はこの12月に防災対策室を新たに設け、専任者を発令して専門に当たらせようとする前向きな姿勢は高く評価いたします。どうか管内を十分精査していただき、市独自のよりよい防災体制が完成することを願うものでございます。

3点目に、**病院事業会計の未収金**についてお尋ねいたします。平成18年度の決算で、病院企業債の償還金総額は、総合病院で3億5,000万円、扇田病院で1億3,000万円余りとありますが、今後リニューアル分もありますます膨らんでくることと思います。また、厳しい経営が続く中で未収金残高が総合病院で約2億700万円、扇田病院で1,600万円ほどあることになりますが、予想以上の額と2病院に大きな開きがあることが気になるところでございます。治療費の納入や精算方式のやり方はいろいろおありでしょうが、普通に考えますと入院に当たっては保証人をつけるとか、支払いは月2回に分けて精算してもらうというのが一般的なやり方だろうと思います。また、外来では診療後に精算して、その都度銀行窓口で会計してもらっているはずでございます。それがなぜ総額2億2,300万円余りもの未収金が出てくるのか私は不思議でなりません。初めから分割納付を相談される、頑張って納められている方もおられるかと思います。会計に時間がかかり過ぎなのを嫌って帰ってしまうとか未会計のまま伝票を持ち出すというようなことはないかと思いますが、これがほかの商売ですと無錢宿泊や無錢飲食あるいは払う意思がないのに商品を購入した、いわゆる詐欺に当たる行為になるわけで放っておく事例ではないはずでございます。双方に公的病院だからという甘さがお互いにあるのではないでしょうか。どのようなことが原因で、**なぜ治療費の未納が発生するのか**。また、**そうした未納内容の実態をどう分析しておられるのか**について、お尋ねいたします。

次に、これらの未収金回収の取り組みについてでございますが、18年度の各種未収金は、普通会計における使用料などの、いわゆる税外収納金も1億280万円ほどございますが、病院事業ではこれを上回る未収残高となっており、毎年2,000万円余り上積みしておる状態でございます。やはり、厳しい経営が強いられている中でこれの整理・回収も大切な業務の一つだと思いますが、そういうポジションが、今病院の中に置かれているのでしょうか。普通会計では、

未収債権管理委員会を中心に、この秋から滞納特別対策室を設けるなど債権整理に努めておるわけですが、どうも病院事業会計に債権整理の動向が感じられません。他県の病院では、債務者が病院の過誤で亡くなっているとか、第三者支払いの保険会社との間で焦げついているとか、これらが多々ある債権に結びついている問題として取り上げられていて、整理が進まない要因に挙げられていましたが、これらをきちんと整理し、場合によっては欠損にしていくことも大事なことではないでしょうか。債権整理がおぼつかないようでは、せっかく100億円を超す投資もリニューアルした資産を食いつぶすことや一般会計からの持ち出しが増長することにもなりかねないわけで、病院だけの問題として放置せずに、副市長を先頭にトップダウンで整理・回収に当たるべきではないでしょうか。病院債権の相手は、身体・精神的に弱者の方が多いと聞きます。安易に強硬な回収が望めない場合もあるという意見もありますが、具体的に未収債権の整理が進むことに期待し、今後の取り組みについてお聞きいたします。

最後に、治療費にクレジットカード支払い方式の検討をということで質問させていただきます。病院に来られる方たちは、病気などの身体のこともしかり、治療費ということもやはり気がかりのことだと思います。また、幾ら保険の方で高額分は後でお返ししますといつても、とりあえず精算窓口を気にかけながら、治療代はどのぐらいだろうという不安を抱え医療を受けることになろうかと思います。例えば、値段のない時価幾らの物を買わされるようなものでございますので、医療倫理を優先してしまうと当然のことと理解するものの、精算する際、意外と安ければホッとしますし、高ければドキッといります。そこでどうでしょうか、本市の病院でもクレジットカードでの支払いサービスを取り入れてみてはいかがでしょうか。カード社会と言われるようになって久しく、その普及も大幅な進展を遂げたわけでございます。御承知のとおり、一括払い、10回払いと支払いの回数は別にしても、ちょうどいする側はリスクがなく、少額の手数料で確実に売上金を精算できるというメリットがございます。既にお聞き及びのことだと思いますが、県内でもメリットあるとして導入する病院がふえております。利用者側にとってみれば、現金を手元に置かなくてよい、会計の精算がスムーズに運ぶことや契約カードによってはポイントがたまるといったメリットもございます。先進の病院もございますし、私は、今後カードでの決済は市民にすぐになじむと思います。また、将来、未収債権の縮小にもつながるものと確信するものでございます。その点をよろしく研修していただき、カード支払い方式の導入を検討されたらどうかと思いますので、管理者である市長のお考えをお尋ねし、私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）（降壇）

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

1点目、比内鶏偽装問題に関する。①企業倫理について。アとして、消費者の安全よりも利益最優先という企業倫理の喪失についてであります。今回の偽装問題につきましては、市民の皆様と同様、私も極めて残念であり、強い憤りを感じているところであります。また、

比内地鶏そのものはもちろん、地域ブランドすべてにいわれのない疑いを抱かれるとともに、本市の名誉まで傷つけられた行為であったと考えております。食品にかかわる問題としては、偽装表示や無許可の食品添加物の使用、消費期限や賞味期限の改ざんなどが相次いで発覚し、毎日のように新聞やテレビで報道されております。これは、食の安全に関する消費者意識の高まりに企業側がきちんと対応できていない状況があるものと受けとめており、不正が地域全体にはかり知れない影響を与えることを自覚し、厳しい企業倫理の確立が不可欠であると考えております。

イ 指定工場取り消しとあわせて優遇税制をどう処理するのかであります。工場等設置促進条例は、御案内のとおり企業誘致と立地企業や地元企業の設備投資を促進し、雇用の増加を図ることで地域経済を発展させることを目的としております。この条例では、他市町村よりも本市に立地した方が少しでも有利となるように各種優遇制度を設けており、また、相手企業と行政との信頼関係を確保するという意味から条例として制定しております。制度はあくまで立地の促進に関するものであり、今回のように立地後の企業活動の中での不正については想定しておらず、課税の減免に関しても、農工法に基づき地方交付税による補てん措置がとられていることから、年度途中の取り消しは困難と考えております。

②きりたんぽ製品にも認証づくりをということであります。そのうちのア大館のきりたんぽはどういう位置づけにあると認識しているのかということであります。きりたんぽは、一般的には秋田県の名物として扱われてますが、本場は大館であり、大館・北鹿地方がきりたんぽの発祥の地であることは議論の余地のないところであります。また、大館が全国に誇れる郷土料理であり、大館の食文化の看板であると認識しております。

イ 市独自に認証を与え、安心・安全な食材として後押しできないかについてであります。きりたんぽは、おもてなしなどに欠かせない家庭料理の一つであり、それぞれの家庭で味が異なるように、きりたんぽ業者の製品もそれぞれ特徴を出すために、大きさ・具材・味が異なっているものと思われます。しかしながら、消費者を裏切るようなきりたんぽ製品については、きりたんぽ協会の協力を得ながら業者を指導してまいりたいと考えております。また、議員御指摘の認証制度につきましては、協会などが製品の水準を上げるために独自の規格基準等を設定していただく方向で協議・検討してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、まずはそれぞれの業者が特徴を出しながら、きりたんぽは大館市のブランドであることについて、自負と責任を持ち、全国に発信していくことが重要であると考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

③アメッコ市のあめの安全確保について。あめにも消費期限表示の義務づけを指導すべきだという点でありますが、11月16日に開催されましたアメッコ市第1回実行委員会におきましても、このたびの比内地鶏偽装表示問題が話題となりました。その中で、アメッコ市への出店者・関係団体に対しては、消費期限等の表示が必要な製品には適正表示をするよう指導の徹底

を図ることといたしました。例年参加されている業者のはか、新規の参加業者に対しましても、遺漏のないよう指導してまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

大きい2点目、9月の豪雨による洪水災害緊急時の取り組みについて。①豪雨災害の対応に反省点はないか、②対策本部だけ機能するが、末端はどうなのか、③危険箇所を横断しなければならない避難場所は指定すべきでない。この3点につきましては、関連がありますので一括してお答え申し上げます。市では、豪雨災害発生を9月16日から危惧しており、住民等の情報を得て17日正午過ぎには総務課職員を待機させ、午後2時40分に大館市豪雨災害警戒対策部を設置し関係職員に非常招集をいたしました。その後、危険度の増大に伴い午後5時15分には大館市豪雨災害対策本部に切りかえ、午後7時20分に第1次避難勧告を出すに至っております。翌朝にかけては、270人余りの市職員を動員し、現場の状況確認や避難所の運営、食糧補給などを行いました。しかしながら、一部情報が少なく不安であったなど、さまざまな声が聞かれましたことにつきましては、このたびの反省点として今後に生かしてまいりたいと考えております。また、災害非常物資につきましては、県や市消防署等の関係部署で一定の食糧や毛布などの防災用品を保管しているところであります。今回の水害の際は毛布を備蓄の約半数に当たる500枚ほど使用しております。災害訓練につきましては、5月末に長木地区の宮袋地内を想定した土砂災害訓練を実施するなど計画的に行ってきましたところですが、大規模水害を想定した訓練の必要性を痛感しております。市では、12月1日付で総務課内に防災対策室を設置して、このたびの災害の被害状況や対応などを分析・評価し、災害対策本部のあり方、避難場所や避難経路等の選定と周知方法、非常物資の備蓄や使用方法、避難訓練方法などを見直し、今年度中に策定する予定の大館市地域防災計画に盛り込むこととしております。また、水害ハザードマップの作成にも今回の教訓を生かし、本市の水害対策の水準を高めたいと強く思っているところでありますので、御理解をお願いいたします。

3点目、病院事業会計の未収金について。①なぜ治療費等の未納が発生するのか。その実態は。また、こうした未納内容の分析をしているのかについてであります。未収金の主な発生理由とその実態としましては、医療制度改革に伴う自己負担割合や高額療養費自己負担限度額の引き上げにより自己負担金が増加したこと、地域経済の低迷により収入が減少し納付が困難な患者さんがふえていることが挙げられます。これらのほかにも、健康保険等から出産育児一時金を受給しているながら出産費を支払わないモラルの低下と思われるようなケースや、自己負担額が多額で支払遅延が重なり未納額が雪だるま式に増加したケースなどさまざまな実態があります。また、未納内容の分析につきましては、個々の未納者に理由を確認しケースごとに分類しながら対応に努めております。

②未収金回収の取り組みについて。どのように回収、整理するのかについてであります。まず、未納防止対策についてであります。これまで、入院費は高額療養費の対象となっていても患者さんが立てかえ払いをしておりましたが、本年4月から、この立てかえ払いをしなく

ても済む限度額適用認定証の制度が始まったことから本制度の利用を勧めております。また、出産に当たっては、病院が国保などの保険者に直接出産費用相当額を請求する出産育児一時金の受領委任払い制度の利用を御案内しております。さらに、必要に応じて個別相談を実施し、実態を把握しながら公費負担制度等の活用支援や分割納付の利用と連帯保証人の確保を行っております。一方、本年6月から、コンピューターシステムにより未納がある外来患者さんの来院をチェックし、処方せんを交付する前に納付指導や相談を行って、一括支払いが困難な場合には分納誓約していただき等の対応をとっております。このように、未納防止対策としては、未納が膨れ上がる前に適切な相談・納付指導・督促などを行っているところであります。前年同期に比べ30%ほど未収金は減少しております。次に、過年度分の未収金徴収の取り組みについてであります。本年度も外部委託の訪問徴収員による戸別徴収を継続し効果を上げております。今後は、徴収員を複数体制とすることや悪質な未納者に対しては法的な措置なども検討していくところでありますので、御理解をお願い申し上げます。

③クレジットカード支払い方式導入は。積極的に取り入れるべきだという意見であります。クレジットカードによる医療費の支払いは、急な病気等の際、現金を持たなくとも受診でき、また、市にとりましても徴収事務が軽減されるなどのメリットがあることから、全国の病院で導入が進んでいると認識しております。その導入に当たっては、取り扱い手数料の負担が課題とされておりますが、県内の公的病院でも導入が検討されており、患者サービスの向上のほか未収金の発生防止対策の観点からも有効な手段であると考えているところであります。今後、先進病院の実績や成果を調査した上で導入について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○24番(田中耕太郎君) 議長、24番。

○議長(虹川久崇君) 24番。

○24番(田中耕太郎君) 病院の未収金対策など、クレジットカードを取り入れていただくなど大変いいお答えをいただきありがとうございました。ただ、株式会社比内鶏の指定工場優遇税制について、1点だけお聞きします。固定資産税について、地方交付税による減収補てん措置を前提にして課税免除しているとのことです。農工法や過疎法などによる措置と考えますが、国の税制改革等により、いずれ近い将来それらの措置が切れると聞いております。全国市長会から国に要望しているとのことです。固定資産税の減収補てんが行われなくなった場合には、工場等設置促進条例に基づく課税免除という制度そのものを廃止するのかどうか、市長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○市長(小畠元君) 議長。

○議長(虹川久崇君) 市長。

○市長(小畠元君) 再質問について、御答弁申し上げたいと思います。農工法につきまし

ては19年度末に、そしてまた、過疎法につきましては21年度末に、課税免除等に伴う、いわゆる減収補てん措置が適用期限を迎えるわけであります。そのために全国市長会を通じまして、措置を何とか存続してもらいたいということで国に要望しているところであります。また、減収補てんに対しまして、新しい制度を創設することも国に要望しているところであります。減収補てん措置が行われなくなった場合に、固定資産税の課税免除のあり方については、当然のことながら再検討しなければいけないわけでありますけれども、他の自治体の中には、これを好機ととらえまして、他市町村よりもうちの方がすぐれているのだということで、あえて課税免除を続ける市町村も出てくることも、当然のことながら想定されるわけでありますので、こういった動きを見据えながら条例改正についても検討しなければいけないと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（虹川久崇君） この際、議事の都合により10分間休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（虹川久崇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小棚木政之君の一般質問を許します。

〔1番 小棚木政之君 登壇〕（拍手）

○1番（小棚木政之君） 平成会の小棚木政之でございます。多岐にわたる内容ですが、今回のすべての質問を貫くテーマは機構改革であります。機構改革は行革の一手法でありますが、内外に市の政策的方向をアピールする好機であり、将来への具体的な戦略が透けて見えるものと思いますので、今後の機構改革に絡めて質問したいと思います。

最初の質問は、**20年春に予定の機構改革案の政策的な方向性は何か。支出削減のためだけの組織再編になっていないか**であります。これまでたびたび機構改革案が示されておりますが、環境先端都市など多数の看板を掲げる割には、市が掲げる大きな政策の方向性について、他市に先んじて施策を展開しようという強い気概が反映されていないのではないかと思います。市長のリーダーシップとアイデアによる特徴ある市政運営を期待したいところですが、今後の機構再編に歳出削減以外の将来展望が反映されているのかどうかお聞きしたいと思います。

2つ目の質問は、**当市は県北の中核都市、北東北の中心を標榜しているが、その責務を果たす都市機能、組織運営になっているか**であります。9月豪雨災害後に県北地域の自治体が連携して国に支援を陳情した動きは評価が高く、数カ月しかたっていないにもかかわらず、5年間で200億円弱の支援を引き出したことは驚くべきことであり、市長や議長を初めとする対応に奔走された各位に敬意を表したいと思います。県北部はインフラ整備のみなら

ず、さまざまな指標を見ても、住民の実感としても、ほかの地域と比べておくれていると言わざるを得ない状況ですが、1つの自治体の努力だけでは解決しがたいものがふえているのではないかと思います。今回の陳情活動のように地域連携で実績を上げている業務も多くあると思いますが、大館市が地域の牽引役となり、真の秋田県北部の中核的都市や北東北の中心的都市を志向することは、当市の発展にもつながると考えますので、さらにインテリジェンスを高める組織に高度化させていく必要があると思います。地方交付税が実質的に減らされている反面、積極性・独自性・客観性などのポイントを押さえた事業については、国も支援を続けています。端的に申せば、「やる気のあるところは支援するが、そうでないところは御自由に」というものに近いのではないでしょうか。みずから知恵を働かせ、汗をかくことをしなければ国の支援は得られない時代に変わったと思います。しかし、地域の将来を構想する際、コンサルタントに頼り過ぎる傾向がないでしょうか。また、情報収集をインターネットに頼り過ぎる若い職員もいると聞き及んでおります。歴史を顧みますと、根幹となるものを他者にゆだねた国は滅亡しています。6月の私の一般質問で、市長からは「職員には国等の動向に対し広くアンテナを高く張り、先手で対応するように指示してきている」と答弁いただきましたが、従前の職務分掌では企画的業務よりも管理的業務に多くの人材を割いていると思います。財政が厳しいということだけで、やる気のある職員を萎縮させるような組織運営になつていないのでしょうか。特に若い職員には積極的に学ぶ機会や外に出る機会を提供すべきだと思いますがいかがでしょうか。提案創出型の攻めの組織に変化させていくために、今後の機構改革や職員研修のあり方について市長はどのようにお考えかお聞かせいただきたいと思います。

攻めの組織に変化させる提案として、**営業部を設置してはどうか**というのが、3つ目の質問であります。決算特別委員会でも営業部の設置について触れましたが、市長は「市役所全体を奉仕部として頑張りたい」と返答されましたが、私の言葉足らずの質問であったと思いましたので、再度御提案をしたいと思います。歳入をふやす展望が見えない中で、これまでと同程度の行政サービスを維持しようとすると、工夫すべきは歳出の削減であり、これはさらに進めていただきたいものでありますが、歳出切り詰め中心の発想を大きく転換し、大館市を取り巻く経済全体の好循環をつくることにより、戦略的に歳入増を図る営業部を設置してはどうかというものです。行政の場合は基本的に営業という発想がないために、入りをふやす場合、増税以外は積極的な手立てがないと思われがちですが、企業誘致や広報的活動は行われており、直接・間接を問わず行政の営業活動というのは実は目新しいものではありません。大館市を1つの企業、大館市が発するすべての人・物・情報・イメージなどが商品であると考えれば、売り上げ・利益は大館市に入ってくる直接・間接のお金であり、人や情報であります。お金という形をしたものは短期的な収入として見ることができますが、人や情報・イメージといったものは長期的・継続的に大館市にさまざまな形で利益を与えるものだと考えることができます。佐賀県武雄市では営業部を設置し、映画のロケに全面協力するなどメディア戦略をしたたかに

遂行しています。九州の小さな温泉街ですが、縁もない私が、こうして今皆さんに御紹介をしています。これが営業部の効果であると思います。翻って我が市の対外的な印象はどうでしょうか。角館と間違われたり、青森県と言われたり、もっとひどい場合には日本地図から秋田県自体が抜け落ちて語られることもあります。秋田の宣伝下手の結果と言えると思います。しかし、比内地鶏偽装事件の前の話ですが、東京に参りますと「大館には追い風が吹いている」と言われます。それはアートイベントであったり、教育への取り組みであったり、小電回収であったり、産業観光の話題であったり、感じ方や切り口は人によって違いますが、大館をしゅんな町ととらえ「一度行ってみたい」と言われます。行政の仕事そのものが商品となる例もあります。行革の革新的な取り組みは全国の自治体のみならず外国の行政機関も注目するものですが、もし大館市が先駆的な行革をなし得たならば、その取り組み自体が価値を生み、回りめぐって市民の利益と市税増収につながるものだと思います。横浜市では視察者から資料代と称して代金を徴収していますし、宿泊を勧めたり、お土産を宣伝したり民間企業も真っ青の営業ぶりの自治体もあると聞きます。私は10月にフィンランドに教育事情の視察に参りましたが、フィンランド政府国家教育委員会では、1時間のレクチャ一代として5万円ほど支払いました。1分でも過ぎるとさらに1時間分の料金が発生するというものであり、日本語版パンフレットまで用意されていたところを見ると、教育行政のノウハウが国家の商品として存在し得ることがわかったのであります。行政がここまでして金を集めることには賛否あろうと思いますが、市民の税金を投入して構築されたノウハウは、共有の財産として還元されるべきものであろうと思います。さきの質問と同じになりますが、機構改革を手段として行政の意識を大きく変え、攻めの組織にグレードアップさせていただきたいと思いますが、市長の御所見をお聞かせいただきたいと思います。

質問の4つ目は、**学校教育課以外の教育委員会所管部署を市長部局に移管してはどうか**ということです。教育委員会は本来、教育そのものについて広く議論すべきものと思いますが、その議事録を見る限りでは、予算権のないはずが学校施設の工事予算なども議題とされており、教育委員からも改善の声が上がっています。学校教育課以外の部署・施設を市長部局に編入させることにより、教育委員会は学校教育の一層の充実を図ることに集中でき、管理業務と生涯学習、特に学校関係施設を含む市有施設の運用が絡むものについては、ほかの部と連携を強め、市民サービスの向上が図られるものだと思います。例えば、公民館は現在教育委員会所管ですが、類似の施設でありながら産業部所管のものがあつたりします。市有施設を一括管理運営することで新たな施設をつくらずとも運用面で市民サービスを向上させるができるものだと思いますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

関連して、学校を含む市施設を複合・多目的施設にし、地域活性化の基地に活用できないかというのが、5つ目の質問です。今後の行政改革の中で、学校を含む諸施設の統廃合の議論は避けて通れないものだと思いますが、例えば、小学校と中学校の校舎を別々に改築する

よりも、1つの校舎に小学校と中学校を入れた方がコストは下げられるのではないかでしょうか。小学校と中学校の統合については、財政事情による校舎の統合ありきではなく、より高い教育効果を目的にしたカリキュラムの統合を図る小中一貫教育校として再編することにより、結果的にコストダウンを図ることができるのではないかでしょうか。来春には市内から小学校が幾つか消え、市としても苦渋の選択だと思いますが、一方では限界集落問題のように地域の活性化を図らなければならないとしながら、小規模校を廃止してしまうことはどこか腑に落ちないものがあります。平成会の視察で兵庫県明石市の防災対策を学びましたが、非常用物資の貯蔵は市内各所に分散しておりましたが、それは近接地区のための物資ではなく、リスク回避として分散させ一括管理しているというものがありました。こうした発想で学校の遊休教室や市有施設を利用すれば、人口の少ない地域にある施設であっても、利用率や生徒数以外の評価ができるのではないかでしょうか。市民からはスポーツをする場所や集える場所が足りないという声を聞きますが、現状では新たな施設をつくるのは厳しいと思いますので、学校施設の利用状況をほかの市有施設とあわせて一括管理すれば、現状のままで市民サービスの向上が図れるのではないかと思います。東京都三鷹市では10月に、全中学校区で小中一貫教育校を開設すると発表しましたが、当市では行政コストや地域力低下の問題、防災対策を絡めた一石四鳥の取り組みとして検討してもよいのではないかでしょうか。話が広がってしまいましたが、学校施設を含む市有施設の多機能・拠点化について市長のお考えはいかがでしょうか。

質問の6つ目は、**市域広域化に伴う行政サービスの不均衡解消のため、サテライト窓口化を検討してはどうか**であります。合併に伴い旧2町には市民向けの窓口が存在し、また、旧市内でも出張所を持つ地域もありますが、人口動態の変遷に伴って中心市街地が逆に不便な状況になっていると思われます。中心市街地は高齢化率も高く、車を運転できない方も多いため、中心市街地の活性化と、より市民に近い場所での情報収集などの目的も兼ねて、市の窓口を商店街などに設置し各種証明書発行や市民相談窓口としてはどうでしょうか。さきの質問とも連動しますが、学校など地域のコミュニティー機能を集中させた場所にそういうサテライト窓口があつてもよいのではないかと思いますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

質問7は、**東北新幹線青森延伸に備えた観光業及び地域活性化への備えはあるか**というものです。平成22年度末までに東北新幹線が新青森まで開業するとともに時速300キロメートルを超える高速化が図られ、旅行社各社は十和田・八幡平や白神山地にこれまで以上にスポットを当て、観光客流入がふえることが予想されます。観光客の動線を考えますと、青森口からは矢立地区、十和田・小坂へは雪沢地区、八幡平方面へは大滝・十二所地区などで何かアクションを起こすことで地域振興を図ることが可能であると考えます。いずれの地域も観光資源があり、廃校や小規模校と連動させることができれば、さきの質問で提案したものにさらにプラスした地域活性化の効果が得られるものと思います。当地域の観光への取り組みの弱さは大消費地からのアクセスの不便さによるところも大きいと思いますが、観光業を総合産業と

して、その育成に真剣に取り組んでこなかったことが原因ではないかと思います。ことはJR東日本が北東北に大きくスポットを当てたキャンペーンを展開しましたが、大館市は乗りおぐれたと言わざるを得ない状況であり、じくじたる思いです。政府は観光庁の設置を決め、今後関連したさまざまな施策が展開されるものと思いますが、今後の人事を含めた機構改革の中で観光振興がどのように位置づけられているか、また先手を打つ体制になっているか、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

最後の質問は、**市の業務全般の見直しと外部評価の導入を図ってはどうか**であります。総務財政委員会で行政視察を行った滋賀県近江八幡市の行革の取り組みでは、市の業務をすべて分解し、それをさらに義務的に行政がすべき業務から民間でできる業務までの10段階に分類し、それを外部評価委員会がチェックすることによって業務の見直しサイクルを確立していました。大館市の行革の評価手法は、内部評価としてP D C Aサイクルによる業務見直しや外部評価についてはI S Oや市民採点などがありますが、決算特別委員会の際に拝見した資料から考えますと、自己評価は問題が多いと感じましたので、業務全般について外部評価を導入してはどうかと思います。市の業務や政策についても評価を客観的に精査して次につなげられるようなシステムに変えていくべきであり、あわせて各種資料などもデータベース化をするなどして、一層の情報公開を進めるべきだと思いますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

今後の機構改革が大館市の発展に寄与するものになることを祈念し、私の質問を終わります。
ありがとうございました。(拍手)(降壇)

[市長 小畠 元君 登壇]

○市長(小畠 元君) ただいまの小棚木議員の御質問にお答えいたします。

1点目、20年春に予定の機構改革案の政策的な方向性は何か。支出削減のためだけの組織再編になっていないかについてであります。初めに、機構改革の方向性、基本的な考え方についてお答え申し上げます。来年4月に予定している機構改革につきましては、これまでたびたび申し上げておりますとおり、新第3次大館市行財政改革大綱に基づき、毎年度執行体制の適正化を図りながら効率化とスリム化を行う行財政改革の推進と行政需要や施策の増加に対応し必要な係や担当を設置する新たな行政需要への対応の2つを基本としており、これを22年度まで毎年度実施していくものであります。そのため、3つの行政体が合併したことによる組織のスクラップ・アンド・ビルトや同種業務の窓口の一元化、事務事業や公共施設の整理・統合等により、管理部門及び管理職職員の削減を第一としたスリム化・効率化に取り組んでいるところであります。また、新たな行政需要に対応するため、本年度、滞納対策推進のための特別滞納対策室や防災組織体制の強化を図るための防災対策室を設置し、また、子育て支援係や後期高齢者医療担当を増員したところであります。今後も必要な時期に適切な措置を講じてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、安全・安心な市民生活を確保すること、法令等に基づいたサービスや手続を確実に行うこと、そして、行政としてリーダーシップを發揮

し本市の発展を牽引することが目的であり、そのために執行体制を常に見直し最適化を図っていかなければならないと考えておりますので、御理解くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

2点目、当市は県北の中核都市、北東北の中心を標榜しているが、その責務を果たす都市機能、組織運営になっているかについてであります。振り返ってみると、大館の基幹産業であった農業・林業・鉱業が経済のグローバル化の中で何度も危機に直面し、ついに最後の鉱山が閉山した平成6年が変曲点であると同時に再出発の時点であったと認識しております。それから13年、日本経済そのものがバブル崩壊や構造改革の荒波に翻弄される中、何とか空港や大学の設置、樹海ドームや老人福祉総合エリアの建設、さらには交通網などの各種都市基盤の整備を図ってきたところであります。また、これら都市機能の充実のほか、本市にとって欠くことのできない産業である農林業振興にも相当の投資を行ってまいりました。さらに、新たな基幹産業となるリサイクル関連や健康産業の誘致・育成により1,000人近い新規雇用を創出し、これらが21世紀の大館を支える産業基盤となることに期待を込めているところであります。一方、北部エコタウン・拠点都市整備協議会・林業活性化協議会など県北部の自治体連携の事業において、本市が中心的役割を果たしている組織や事業も相当数に上るほか、北東北の地域に共通する行政課題解決のため、本市及び久慈市・二戸市・鹿角市・能代市の5市による秋田・岩手北部地域市長サミットを開催し、相互連携を図るなど共通の課題に対し幅広く連携しながら活動しているところであります。もちろん、これで十分ということではなく、課題は山積しておりますことから、1点目でお答えした組織機構の見直しによる執行体制の最適化のほか、職員の能力向上のため海外派遣を含めた外部研修にできるだけ多くの職員を送り出す工夫をするなど、より積極的かつ独自の行政運営を目指し努力してまいります。

3点目、営業部を設置してはどうかについてであります。これまで、私が行政主導によりリサイクル産業の育成やニプログラープを始めとする健康産業の誘致に力を入れてきたのは、雇用機会の創出こそが町存続の基礎をなすものと考えるからであります。そして、生み出された富が地場の商業等で吸収されることで初めて経済が循環いたします。中心市街地の活性化等のまちづくりは、その面からも大変重要であります。その上で、観光を初めとして外部からの財の流入を得ることができれば経済は加速します。しかしながら、これらを構築する活動は非常に息の長い地道な営みであり、民間が行うにはリスクが大き過ぎるため、行政が取り組むべきものであると考えております。奉仕部という言葉もありますけれども、それを象徴するものでありますが、私にとりましては決してそれらは静的なものではなくて、昼夜の別なく縁の下でひたすら活動を展開している、いわば攻めのイメージなわけであります。一方、行政体はできるだけコンパクトで民間にできることは民間に任せ、必要な支援策を講ずることが求められております。もちろん、市のイメージづくりやパフォーマンス、プレゼンテーション等も非常に大切であり、私自身もこれまで市の物産展を初め、あらゆる機会をとらえ本市のPRに努め

たり誘致企業の製品を売り込みに歩いたりしているところであります。議員御提言の営業部の設置という趣旨には、私も賛同いたします。今後、市役所職員一人一人が市の営業担当者のつもりで、全庁的に、かつ積極的に大館市を売り込んでまいりたいと考えております。また、職員を含めた市役所の機構や組織をグレードアップするという点に関しましては、現行の新第3次大館市行財政改革大綱においても、心構えとして「1人數役を兼ねる」、「年度単位にとらわれず、すぐ取り組む」、「少ない予算を工夫する」の3つのスタンスを明記し、実施計画においてOJT研修の活性化等、5つの具体的課題を掲げ、職員の能力開発・意識改革に取り組んでおり、成果に期待しているところであります。

4点目、**学校教育課以外の教育委員会所管部署を市長部局に移管してはどうか**ということであります。教育委員会の方については、現在もさまざまな場で議論されているところであります。今後、学校教育も含めた幅広い議論が進められるものと認識しているところであります。現行の職務権限は、いわゆる学校教育はもとより、文化財の保護、青少年教育、女性教育及び公民館の事業、その他社会教育に関するここまで幅広く処理・執行することと規定されており、御質問の学校施設の工事の予算につきましても、いわゆる地方教育行政法で地方公共団体の長が教育に関する予算で議決を要する場合は教育委員会の意見を聞かなければならないと規定されておりますので御理解をいただきたいと思います。教育委員会制度は、教育の中立性を確保するために設けられたものですので、学校教育だけを所管すればよいとの意見もありますが、本市では、教育委員会の独立性を尊重しつつ、常に市長部局との連携を密にし、施策が重複したりむだが生じたりすることがないよう配慮しているところであります。また、市民サービスの向上という点からも、必要な改善を心がけてまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

5点目、**学校を含む市施設を複合・多目的施設にし、地域活性化の基地に活用できないか**ということでありますが、今後の市の施設の活用につきましては、現在、地域の拠点としての公共施設の適正配置という観点から庁内で検討を重ねているところであります。その中で、市街地の中学校の通学区域及び農山村地域の小学校の通学区域を基本としながら、歴史的背景及び現在行われている交流事業等を考慮し市内を約30の地区に分け、それぞれに拠点となる施設づくりを行うという方向づけをしたところであります。この拠点施設は、地域の集会所から、学習・健康づくりの場、防災拠点など多様な役割を担うものとし、各地域内に拠点となり得る施設が2つ以上ある場合は、地域の皆さんとの話し合いの上1つに絞り込み、それ以外の施設については地域住民や民間での活用を進めるということについても検討しているところであります。議員御提言の学校施設の活用についても同様の位置づけにより検討していくものとして、素案がまとまり次第、議会に御相談申し上げ、市の施設のさらなる活用を図ってまいりたいと考えております。なお、小中一貫教育校について若干触れられておりますけれども、当然それのことについても、将来的課題として検討しなければいけないと思います。

6点目、市域広域化に伴う行政サービスの不均衡解消のため、サテライト窓口化を検討してはどうかということありますけれども、現在、本市の窓口業務につきましては、本庁、比内・田代総合支所の3カ所で諸証明の交付から各種申請・届け出の受理までの総合的なサービスを行い、9つの出張所では、主に諸証明の交付、税・税外諸収入の収納業務を行っているところあります。しかしながら、旧大館地域の中心部は、対象人口約3万人に対し窓口が本庁1カ所のため、特に長木川以北の地区からは、かねてから行政協力員や町内会長の皆様を通じて行政の窓口設置の要望が出されていたところであり、先般、御成町の町内会・商店街振興組合・地区活性化協議会の会長さんの連名による要望書の提出もあったところあります。そのため、議員御提言のサービス窓口の設置につきまして、現在、庁内で検討を進めており、本定例会に御相談申し上げる予定でありますので、よろしくお願い申し上げます。

7点目、東北新幹線青森延伸に備えた観光業及び地域活性化への備えはあるかについてあります。平成22年度に東北新幹線が青森市まで延伸することに伴い、今後、議員御指摘のように、観光ルートの変化が予想され、市単独では観光客の集客が難しいことから、広く青森県津軽地方及び鹿角・北秋田地域と連携し、青森からの観光客の南下ルートを確立するなど新たな観光振興策の展開が必要となってくるものと考えております。そこで、広域的な観点に立ちながら、十和田・八幡平、白神山地、森吉山、田代岳、米代川等の豊かな観光資源に環境関連産業を加えた滞留型の新しい観光スタイルの実現を図り、首都圏・関西圏の観光客のニーズに対応できる観光振興策を展開してまいりたいと考えております。また、機構改革の中で観光振興をどう考えているかという点につきましては、担当部門の見直しを図ることも一つの方法でありますが、市の職員一人一人が営業担当者となり、大館市を売り込んでいくようにしてまいりたいと考えているところであります。一方、議員御指摘の観光協会の体制につきましては、本来の機能を十分に発揮できるよう協会と協議しながら強化を図ってまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

8点目、市の業務全般の見直しと外部評価の導入を図ってはどうかということですが、行政評価は、厳しい財政状況の中でこれまで実施した事務事業の評価やその後の効率的な事務事業の選択、さらには市民に対する積極的な情報公開の面からも有効な手段であると考えております。本市では平成16年度に試行を開始し、平成18年度は108の事務事業を、また、本年度は150の事務事業を評価対象とし、目標数値を定め、P D C Aサイクルによる定量的な評価ができるよう取り組んでいるところであり、早ければ来年度からホームページ等に公表したいと考えております。事務事業の評価は、議会によるチェックを初め、国・県の補助事業であれば必ず監査や会計検査院検査が行われており、また、監査委員による定期監査・行政監査などがシステムとして確立しております。さらに、平成12年から運用しております環境マネジメントシステムにおいてI S Oの認証を取得していることから、相当数の事務事業の運営方法等についても、サーベイランスを受けておりますので、御指摘の外部評価の導入は、行政評価の

拡充と合わせて、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○1番（小棚木政之君） 議長、1番。

○議長（虹川久崇君） 1番。

○1番（小棚木政之君） 御答弁ありがとうございました。1つだけ再質問をさせていただきたいと思います。2番の質問についてですけれども、当地域は、米代川流域地方拠点都市として指定されておるわけですけれども、これは非常に有効な指定だと思いますけれども、最近、そういったものがうまく活用されていないのではないかというふうに思うことがございます。ぜひほかの県北の各自治体を巻き込んで、大館市がリーダーシップを発揮しまして、さまざまなものに活用されてはどうかと思いますけれども、最近、こういったものが、うまく活用されているのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

それから、あとは御提案でありますけれども、3番の営業部の設置についてですけれども、確かに大館市全体の営業戦略が弱いというふうなお話を申し上げましたけれども、もう一つございまして、情報収集能力というところの強化をぜひ図っていただきたいと思います。先ほどもお話をしましたけれども、国がさまざまな施策を公募等の形で全国に募集をかけるわけですけれども、募集が出てからでは遅いというふうなことがよくあると思います。ですから、そういったものも、できるだけ大館でとるのだというふうな気概で情報収集というものに力を入れていただきたいと思います。今、秋田県の東京事務所にも市から派遣されておると思うのですけれども、そういったものであるとか、さまざまな手法があろうと思いますので、そういった強化をしていただきたいと思います。以上、よろしくお願ひいたします。

○市長（小畠 元君） 議長。

○議長（虹川久崇君） 市長。

○市長（小畠 元君） 再質問にお答えしたいと思います。まず、米代川拠点都市につきましては、当初スタートした時点におきまして、さまざまな事業等を行ってきたわけであります。拠点都市整備されたことによりまして、それに基づいての交付税措置とか幾つかの事業を行って、一たんは、収束というわけではございませんけれども、一定の事業を行ったわけですけれども、実は、この拠点都市地域の米代川という一つの概念が、最近は、いろいろな形の別の方面で大変活用されるようになってきたことも御存じだと思うのであります。ちなみにエコタウン、これはまさに米代川流域そのものについての1つのまとまりとして、すべての町村が参加していただいてエコタウン事業をやって、言ってみると、今は拠点都市の話から、さらに個別の課題としての環境問題なりの一つ一つの事例が挙げられるわけであります。もちろんそれ以外にも、先ほども御説明しましたけれども、米代川流域につきましては、林業活性化協議会、私も会長職を10数年勤めさせていただきまして、言ってみると、拠点の工場の建設とかにもつながってきているわけで、私、米代川流域の拠点都市としての大館市のリーダーシップ、そし

て、産業その他の点、さらに、さまざまな地域全体の活動においても大館市がきちんとリーダーシップを発揮して、各項目についても実施してきているのではないかと思いますので、そういった意味で、ひとつ御理解いただければありがたいと思います。

それから、また2点目でありますけれども、国にも派遣しておりますけれども、当然ほかにもさまざまな職員の皆さんに各研修をかねて出ていっていただいているわけなので、そういった皆さんからの情報収集も十分必要だろうと思いますし、これから、私ども、いろいろな意味で、市の方向性を誤らせないためにも、きちんとした情報収集に最大限努力していくことをお誓い申し上げたいと思います。以上です。

○議長（虹川久崇君） この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（虹川久崇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

斎藤則幸君の一般質問を許します。

〔30番 斎藤則幸君 登壇〕（拍手）

○30番（斎藤則幸君） 公明党の斎藤則幸でございます。早速ですが通告に従いまして順次一般質問に入らせていただきます。

初めに、**音声コードの普及と活字文書読み上げ装置の設置**についてお伺いいたします。紙に書かれた文字情報を縦・横18ミリメートルの大きさの記号に変換したものを音声コード、いわゆるS Pコードと言いますが、このS Pコードは日本語で約800文字のテキストデータが切手大の大きさに格納できるもので普通、書面の片隅に添付されています。最近では自治体の行政文書に広く使われるようになり、視覚障害者の情報取得の切り札として期待されています。このS Pコードを専用の読み上げ装置に当てるとき音声で文字情報を読み上げるという仕組みになっています。市の職員に聞きますと、専用ソフトをパソコンにインストールすれば簡単に作成することができると伺いました。バーコードが縦の1方向に情報を持つのに対して、S Pコードは縦・横2方向に情報を持っているため情報密度が高く、2次元シンボルとも呼ばれています。本市ではまだS Pコードを添付した行政文書はないということですが、ぜひともプロジェクトチームを編成し、どんな行政文書に添付することが可能なのか早急にガイドラインを策定していただきたいと願っております。生活情報やプライバシー情報、例えば年金や保険・納税通知などは自立した生活と社会参加に欠かせない情報ですが、視覚障害の人たちは自分一人ではなかなか確認できず人に頼っていることが多い状況であります。今、我が国の視覚障害者は約30万人と言われておりますが、病気を原因とする中途失明者の増加などにより点字を利用できない人が全体の9割を占めているとも言われており、本市でも例外ではないと

考えます。これは大きく言えば基本的人権にもかかわることであります。将来は本市で行っている緊急通報装置のような貸し出し事業を文書読み上げ装置についてもできるようにしていただきたいものだと思います。当面、本庁や総合支所・病院や福祉センターなど、公的な窓口に設置していただきたいと思います。また、薬の説明書などにもS Pコードを添付できないものでしょうか。音声コードの普及と活字文書読み上げ装置の設置について市長の御所見をお伺いいたします。

次に、**市立総合病院についてお伺いいたします**。1点目、**駐車場の確保について**であります。総合病院の駐車場の混雑は今に始まつたことではありませんが、市民に不便をかけたまま、なかなか混雑が解消できないまま今日に至っております。特に週明けの月曜日や火曜日の午前中を初めとして慢性的にいつも午前中は混雑しており、とめるのに一苦労している状況が続いています。市民からも「高層棟が完成しすばらしい病院に変貌したが、駐車場が狭く魅力が半減する」といった声をよく聞きます。今まで私自身、一般質問や委員会などで取り上げてきた古くて新しい問題ですが、まだ解決のめどが立っていない気がいたします。市当局も努力されているとは思いますし、またスペースにも限りがありますが、今後、駐車場整備が完成したとき何台の駐車が可能なのかお知らせください。また、近隣にも駐車場のスペースを確保しなければ足りなくなるのではないかと心配しております。駐車場の確保について市長の御所見をお伺いいたします。

2点目、**ヘリポートについてお伺いいたします**。11月24日、県北の病院で初めてと言われる高層棟に新設された屋上ヘリポートで離着陸訓練が行われました。私はその模様を遠くから見ましたが、空中で一たん停止し、スーッと着陸する訓練を何度も繰り返していました。今までの離着陸場所が大館樹海ドームや田町球場、また達子森公園多目的広場などに比べ、1分1秒を争う高度な緊急手術を要する場合は、搬送時間の短縮によって救命率のアップにつながるのではないかと期待しています。さて、ここ2、3年で大館市管内で要請した救急搬送件数は何件くらいでしょうか。また、今回の離着陸訓練で何か課題など見つかったものでしょうか。お知らせいただければと思います。

3点目、**ドクターヘリについてお伺いいたします**。空飛ぶ救命室と呼ばれ医師や看護師を乗せて、救急患者を乗せて運ぶドクターヘリは搬送時間の大幅な短縮や搬送地域を広げる手段として期待されています。しかし、導入済みの自治体はまだ11道県、北海道・埼玉・神奈川・千葉・和歌山・静岡・岡山・愛知・長野・福岡・長崎の病院12機だけにすぎません。今年度中に福島や大阪などに導入する予定になっていますが、導入がなかなか進まない最大の理由が年間約1億8,000万円と言われている運航費用であります。国ではことしの6月、ドクターヘリ特別措置法が成立し全国配備を目指し、ヘリコプター導入の際には国が2分の1を負担し、残りの2分の1を県が負担することになっています。このため、既に国では予算を確保していますが県が重い腰を上げようとしません。今、秋田県だけで運航するとなれば約9,000万円の費

用が必要ですが、仮に秋田・青森・岩手の北東北三県の共同活用となれば県の負担が3,000万円で済むことになり、実現に向け大きく一歩踏み出すことになるのではないかでしょうか。例えば、和歌山県では和歌山県立医大病院に2003年6月からドクターへリを導入していますが、隣県の三重県や奈良県と3県で活用しております。市長にはぜひとも県に強力に導入を働きかけていただきたいと願うものであります。また、北東北三県のほぼ真ん中に位置するのが大館市であり、本市に導入を促すことも地理的に見れば全く不可能な話ではないと考えます。さて、過日の秋田魁新聞の社説に「ドクターへリ 緊急医療に力 導入急げ」という大きな見出しの活字が掲載されました。そこには先ごろ秋田市でドクターへリにかかるわるフォーラムが開かれたこと、交通事故だけでなく妊婦の容体急変や脳卒中・心臓疾患など一刻を争う疾病には極めて効果的なシステムであること、救急専用の医療機器を装備し常駐する救命救急センターなどから救急現場に向かい現場で治療を開始、医療機関に搬送するため、救命率の向上や後遺症の軽減に効果を上げていること、システムは40年ほど前にドイツで誕生、アウトバーン——高速自動車道での交通事故死者を大幅に減少させ、以来、欧米を中心にドクターへリの導入が急速に進んでいることなどが記されていました。また、全国紙に次の例が掲載されました。こし6月、千葉県南部鴨川市にある亀田総合病院に県北部柏市内の病院から、妊娠27週の切迫早産の妊婦を搬送したいとの連絡。2つの病院の距離は陸路で約110キロメートル。「救急車で2時間以上かかるため、ドクターへリで向かいます」と。妊婦は約20分で運ばれ、すぐに治療が始まり間もなく病状は安定、8月に自宅へ戻りその後無事出産。このようにドクターへリでなければ命にかかるような記事が何例も掲載になっております。また、新潟県中越沖地震の際に幹線道路が寸断され高速道路も不通となる中で、ドクターへリが出動し人命救助に大きく貢献したことは記憶に新しいところでもあります。今、県では消防防災へリなまはげが緊急搬送に活躍していますが、災害時など多目的に飛ぶため必要なときに使えないということも想定しておかなくてはならないと思います。最近、医師不足により救急医療機関の指定を取り下げる病院が出るなど、搬送する地域を拡大する傾向にあり、ドクターへリの果たす役割はますます大きくなっているのではないでしょうか。また、ドクターへリが医療費を減らすことも最近の研究結果から示唆されています。日本医科大学などの協力を得て行われた研究では、救急車で患者を搬送するのに比べドクターへリで搬送した方がその後の入院日数が平均17日短く入院費用も110万円安いなど、交通事故患者に対するドクターへリ搬送の有用性が示されています。このように期待が大きいにもかかわらず導入が進まないネックとなっている問題が、費用のほかに幾つかの課題が残されています。その一つに、医療チームをどうするかという問題もあります。慢性的な医師不足で乗れる医師がいないという切実な声があることも事実であります。仮に北東北三県の広域で運用が可能であれば、三県の医師が交代で当番制ということも十分考えられるのではないでしょうか。地方では産科の休診が大きな問題となっており、本市においても例外ではありません。国では産科や小児科、また高度な医療は拠点病院へ機能を集

約化しつつあります。こうした状況を考えますと、拠点病院への搬送体制の確立が喫緊の課題となっている今こそ、ドクターへリ導入も大きな意義があるのではないかと思います。最近、テレビや新聞報道などで全国的に患者の受け入れ拒否が日常化し急性期医療が大きく揺らいでいるのを実感するのは私だけでしょうか。県も地域の医療計画にドクターへリを用いた救急救命の目標を決めなければならないことになっています。一人でも多くの命が救えるようにドクターへリ導入をお願いしたいと思います。市長の御所見をお伺いいたします。

次に、**メディカルコントロール体制**についてお伺いいたします。救急救命士法の第2条に「救急救命士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいう」とあります。脳卒中や急性心筋梗塞などの救急治療を要する救助は一刻を争うわけであり、救命処置や専門性などが特に求められています。こうした救急業務は救急救命士による除細動・気管挿管・薬剤投与などの処置範囲が拡大し、それだけに救急救命士に対する期待は大きいものがあります。さて、我が国では平成3年に救急救命士制度が創設され、さらに平成12年の厚生労働省の病院前救護体制のあり方に関する検討会でメディカルコントロールが明確にされました。このシステムは病院前救護における救急救命士を含む救急隊員の行う医療の確保、すなわち患者が発見され119番通報によって現場に到着し患者に接触した後、適切な医療行為を施しながら病院に搬送し、医師に引き渡すまでの流れを円滑にし、かつ医療の質を高めることを主眼としています。以上のことから、1. 救急救命士が病院の医師から少しでも早い指示が受けられる体制づくり、2. 救急救命士が高度な救急処置を行った後、医師が専門的見地から検証する体制づくり、3. 救急救命士がさらに高度な救急処置を行うための教育を実施する体制づくり、つまりメディカルコントロール体制の構築が今最も大事なことではないかと思います。メディカルコントロール体制の構築についての本市の現状と今後の取り組みについて、市長の御所見をお伺いいたします。

最後に、**市民サービスの充実**についてお伺いいたします。1点目、**本庁の窓口業務の延長**についてあります。本市の業務は午前8時30分から午後5時15分となっていますが、会社員は平日仕事のため、市役所に各種証明書の発行などの用事があっても簡単に来ることができません。そうした人たちのために週に1回程度、窓口業務を午後7時ごろまで延長できないものでしょうか。特に市民課で時間延長をしますと、住民票や印鑑証明書、また戸籍謄本・抄本などの発行が平日サラリーマンでも利用でき大変喜ばれることになるのではないでしょうか。既に県内のほかの自治体でも実施しているところもあり、秋田市に至っては本庁や各支所などで幾つもの課が業務の延長を実施しております。本庁の窓口業務の延長について市長の御所見をお伺いいたします。

2点目、**身体障害者・高齢者・妊婦さん共同駐車スペースを優先的に設置してほしい**ということについてあります。今、本庁には車いすの専用駐車スペースを2台分確保しております

ですが、こうした駐車スペースを1台でも多く確保し、また、身体障害者・高齢者・妊婦さんにも共同で使っていただけたらよいのではないかと思います。また、総合支所や総合病院などにも、身体障害者・高齢者・妊婦さん共同駐車スペースを優先的に設置してほしいと思います。市長の決意があればすぐにでもできることではないでしょうか。御所見をお伺いいたします。

3点目、**バス運行時間の変更及び総合病院の受け付け時間の延長について**お伺いいたします。ハチ公バスを利用して総合病院に通っている高齢者がおります。これは一例ですが、バスターミナルから出発し東台方面を朝10時35分ごろに通っていくハチ公バスに乗って行きますと、総合病院に着くのが予定どおり到着しても11時10分ごろとなり受け付けの午前11時まで間に合いません。そのため、もう1本前のハチ公バスに乗るためには2時間以上も前のバスに乗らなければなりません。タクシ一代は高く、また自家用車のある人は問題ないと思いますが、交通手段がバスだけという高齢者は本当に困っています。総合病院に11時前に着くようにバス運行時間を変更できないものでしょうか。また、総合病院の受け付け時間11時までをもう少し遅くまで延長できないものでしょうか。市長の考えをお聞かせいただきまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)(降壇)

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長(小畠 元君) ただいまの斎藤議員の御質問にお答えいたします。

1点目、**音声コードの普及と活字文書読み上げ装置の設置について**であります。平成19年3月31日現在、本市の視覚障害者数は312人となっております。そのうち、議員御提言の音声コード、いわゆるS Pコードとそのコードに格納された情報を音声で読み上げる活字読み上げ装置が必要となる重度の視覚障害者数は151人となっております。この音声コードを県内で活用している自治体はまだないようですが、約800字のデータを格納できるため各種パンフレットや書籍に添付することにより視覚障害者の情報取得を支援できることから、今後普及していくものと思っております。市では視覚障害の方々から御意見・御要望をお伺いしながら音声コードの活用を検討するとともに、活字読み取り機につきましては来年度、福祉事務所に窓口用と貸し出し用を配置し視覚障害者の情報取得のための支援をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

2点目、**市立総合病院について、①駐車場の確保について**。市立総合病院の駐車場につきましては、議員御指摘のように、駐車スペースの不足やリニューアルの工事中であることもあり利用者の皆様に大変御迷惑をおかけしております。リニューアルの事業計画では敷地内に約400台、外部に30台の駐車スペースを確保することとしており、このほか近隣に駐車場の適地があればこれを活用し駐車台数をできるだけふやすようにしてまいりたいと考えております。また、駐車場の混雑を解消するため機械による管理方法もあわせて検討しておりますので、御理解をお願い申し上げます。

②**ヘリポートについて**。行政報告でも申し上げましたように、屋上ヘリポートでの消防防

災ヘリコプターなまはげの離着陸と患者搬送訓練は無事に終了することができました。お尋ねの本市管内の救急車による救急搬送件数は平成17年が1,552人、18年が1,735人、19年は10月末までで1,344人となっております。また、10月24日の離着陸訓練ではヘリコプターの騒音や入院患者への影響などを調査いたしましたが特に支障はなく、病院スタッフによる患者受け入れにつきましても順調に対応することができたものと思っております。

③ドクターヘリについて。議員御指摘のとおり、ドクターヘリにつきましてはこれから医療救護活動のあり方として非常に大きな注目を集めております。しかしながら、その導入には財源の確保や運航体制の整備、搭乗スタッフや安全の確保など、クリアしなければならない課題も多く1市1病院ではなかなか難しいことも事実であります。このようなことから、議員のおっしゃるように、いわゆるドクターヘリ特別措置法の制定を契機として県または北東北三県での導入について積極的に取り組んでいただくよう、今後、県や関係省庁に働きかけてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

3点目、**メディカルコントロール体制の構築について**であります。本市の現状と今後の取り組みについてありますが、メディカルコントロール体制に関する御指摘の1点目、医師から少しでも早い時期に指示を受けられる体制づくりについてであります。本市では119番の通報内容から高度な救急処置が必要であると判断した場合は、救急隊が現場に到着するまでの間に医師と連絡をとり、少しでも早く指示を受けられる体制をとっております。また、現場に到着してからは救急救命士が観察した患者の状態を携帯電話などにより医師に連絡し、直接指示を仰いで救命処置を実施しているところであります。2点目の医師による専門的見地からの検証体制についてでありますが、救急救命士が行った処置に対し秋田県メディカルコントロール協議会大館鹿角地域協議会から事後検証を受け、救命処置の向上を図っております。3点目の高度な救急処置を行うための教育についてでありますが、本市では救急救命士に対し、いわゆる救急病院等において就業前病院実習や気管挿管実習などの再教育等を行い、知識や技術の向上を図っております。本市における今後の取り組みにつきましては、医療機関における実習等を通じ医師や医療機関スタッフとの連携を深めるなど、メディカルコントロール体制のさらなる強化を図り市民の救急救命に努力してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

4点目、**市民サービスの充実について**、①本庁の窓口業務の延長について。市民の利便性の向上は行政として常に意識して取り組むべき課題と考えております。現在、市民課の窓口では住民票・印鑑登録・戸籍などの事務のほか、国民健康保険証の発行、転入学の手続、介護保険・児童手当の異動受け付けなど、住民異動に伴う一連の手続について1カ所で受け付けるワンストップサービスを実施しております。また、昼休みの時間も職員が交代で窓口業務を行い、お勤めの方なども利用しやすいようにしております。御質問の市民課窓口の時間延長につきましては、以前に1度試行いたしましたところ利用が少なかったことから中止した経緯がありま

ですが、社会環境も年々変化しておりますので改めて実施する方向で検討したいと考えております。また、現在、長木川以北に住民票や戸籍など各種証明書の発行等をする窓口の設置を検討中であり、本定例会において議会に御相談申し上げる予定ですが、この窓口での受け付けにつきましても本庁の閉庁時間より遅くまで実施するようにしたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

②**身体障害者・高齢者・妊婦の共同駐車スペースを優先的に設置してほしい**ということですが、市では市庁舎の駐車場に限らず公共施設のバリアフリー化を重要な課題として認識し施設の整備を行っております。市施設の障害者用駐車スペースにつきましては、議員御提言のように、身体障害者だけではなく高齢者の方や妊婦さんも利用できる共同のスペースとして、誰が見てもわかりやすい表示を行い利用者の利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。また、専用スペースの新設・拡大につきましては、それぞれの施設の利用状況等を調査した上で検討してまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

③**バス運行時間の変更及び総合病院の受け付け時間の延長について**であります。市内循環バスハチ公号は本年9月に市道有浦東台線の暫定供用に合わせ、住宅や郊外店が急増している観音堂や大田面地区に運行ルートを延伸し多くの皆様に一律150円で御利用いただいております。一方、東台地区における路線バスにつきましては、ハチ公号のルート延伸により重複する路線を統合・再編し効率化を図ったところであります。ハチ公号のルート延伸の前後には乗降調査を実施しておりますので、御質問の東台や長根山地区から市立総合病院への通院に便利な運行時間の見直しにつきましては、現在、運行事業者である秋北バス株式会社と協議し利用者の利便性の観点から運行ダイヤやルートの変更を検討しているところであります。また、市立総合病院の受け付け時間につきましては、検査予約や入院患者さんへの影響が大きく延長が困難でありますことから、予約制の拡充や病診連携等により患者さんの利便性に配慮してまいりますので御理解をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○議長（虹川久崇君） 次に、佐々木公司君の一般質問を許します。

〔20番 佐々木公司君 登壇〕（拍手）

○20番（佐々木公司君） いぶき21の佐々木公司です。通告に従いまして5点について市長に質問をいたしますので、市長におかれましては明快なる答弁をよろしくお願ひいたします。

最初に、**大館の「大文字焼き」の日本一の大きさ奪取の考えはないか**ということでございます。日本一の大文字は静岡県三島市ということになっているようあります。私はつい最近まで大館市の大きさは日本一と思っておったのですが、ある会議で大館市の大きさが日本一でないということを知り、驚き、そして当惑を覚えざるを得ませんでした。今まで、8月16日の京都の大文字焼きは全国ニュースにはなるが、大館市の大きさ焼きは全国ニュース

にはならないけれども大きさは日本一だと私は説明をしてきました。ところがそれが違うということを知り愕然とするとともにいろいろ調べてみました。もともと京都の五山の大文字焼きは歴史的に有名であります。また、当市も昭和43年から、当時の石川市長の時代から始まったものであり、既に39年の歴史を数えているのであります。そもそも静岡県三島市の日本一の大きさというのは1筆が150メートル、2筆が171メートル、3筆が141メートルの大きさであり、比較的新しいものであります。殊さら大きさ争いはそれほど意味のないことと言ってしまえば議論のしようがありませんが、まずこのことについて市長の見解をお尋ねいたします。そして、可能なものならばバランスのよい大文字で日本一の大きさにするお考えがないかどうかをお尋ねいたします。あえて紹介をいたしますと、この三島市の大文字焼きというのは新世紀を記念し2001年、平成13年元旦に太陽光から採取された種火をたいまつに移して始められたのがそもそも歴史で、まだ6年しかたっておりません。しかしながら、大館市の第1画が120メートルに対し三島市が150メートル、第2画の大館市が180メートルに対し三島市が171メートル、第3画が大館市が150メートルに対し141メートルということで、このことを合計して大館市では450メートル、三島市は462メートルということで12メートル大きいので日本一と、こういうふうに表記しておるようでございます。もちろん、6年と39年では歴史の重さが違いますが、当時の朝日新聞の静岡版には「日本一の大文字 浮かんだ酔った三島」、こういう記事で報道されているのであります。そして、あるホームページを見ますと「秋田の日本一」というところに9件エントリーされておりますが、その中に「1番、田沢湖の水深（仙北市）、2. 秋田蕗、3. 天然杉の樹高（能代市）、4番、綴子大太鼓（北秋田市）、5番、木造ドーム（大館市）、6番、大文字焼き（大館市）、7番、理容・美容院の数、8番、公立小・中学校の校地面積、9番、子供の体格」などが入っているホームページがございます。また、これはことしの7月11日のブログでございますが、このような記載もありました。「大館に来たからにやあ 大館に来たからには一度は見てみたい大文字祭り。本家本元京都の大文字より大きいという日本一大文字です。今年は8月16日には大館にいる予定なので見れそうです。」と、こういうブログの記載もございます。ちなみに現在は秋田県のホームページからはこの項目は消えているようでございますが、ぜひ技術的に可能であるならば日本一にしていただいて、我々大館市民の誇りとしていただければと思います。

次に、**比内地鶏**についてでございます。白い恋人、赤福など食の偽装が暴かれる昨今、今回明らかになった地鶏の偽装問題は、つまるところは使ってもいない比内地鶏を使っているように見せかけた消費者を裏切った事件なのであります。私も大館のお土産として何年間も友人や知人に贈ったり、そして余分に買って残ったものを何の疑いもなく食していたと思えば、じくじたる思いがいたします。今回の偽装表示は一企業のモラルの問題のみならず、比内地鶏のブランドそのものの失墜につながりかねないという懸念と、連日マスコミに取り上げられ大館市にかかる風評とその影響ははかり知れないものがあります。失った信頼回復に幾ら市長が

首都圏などで比内地鶏の帽子をかぶって失地回復に取り組んだとしても、その負の遺産は余りにも大きいものがあります。この**偽装問題に対する市の認識と対応について**お尋ねをいたします。

②**比内地鶏の定義について**あります。天然記念物比内鶏と山田流比内鶏、そして比内地鶏についてどのように定義をしているのか、そして市としてはどのようにつかんでいるのかお尋ねいたします。比内地鶏についてはどのように定義をし、それを遵守し消費者に正しく認知され比内地鶏のブランドを維持し、行政側としてもこれに対しどのように指導していくのか、これをはっきりさせないと信頼回復はおぼつかないと考えます。今回の教訓を改めてはっきりさせることははっきりさせ、そして保存に努めていかなければこの問題についての再スタートを切ることはできないと考えます。そもそも天然記念物比内鶏とは何か、そして山田定治さんが私財をなげうって保存に努めた山田流比内鶏、そして比内地鶏とは何か、この辺のところの定義をきちんとさせるべきだと思います。そして県が比内地鶏認証ということで動いておりますけれども、素びなの供給・飼育期間・飼育密度・飼育条件などいろいろな問題が明らかになってきているのであります。ちなみに、特定JAS法の規格で言いますと、在来種として定義されているものに38通りの地鶏がございます。あいうえお順にいきますと、会津地鶏・伊勢地鶏・岩手地鶏・インギー鶏、これ全部言うと、途中略しますが、コーチン・声良鶏・薩摩鶏、そして比内鶏・三河種、そして最後にロードアイランドレッドという形で38種類がこの在来種という形でJASでは規定しております。そして俗に日本三大地鶏と言われるのは、名古屋コーチン・薩摩鶏・比内鶏、これらであります。そして比内地鶏というのは地域ブランドであります。いずれにしてもこの種の定義をはっきりさせ、そして県の認証制度と合わせ大館市の行政としてどのようにそのことをはっきりさせ、地元の製造業者並びに関連する人たちに徹底していくかということが求められるのではないかと思います。

次、3点目、**大館市立病院の改善点について**あります。市立総合病院の高層棟が完成し中核医療機関としての市民の期待はますます高まるばかりであります。市立病院の地方公営企業法全部適用の条例も提案され、市立病院の新たな改革が始まろうとしているのであります。小さな改善の積み重ねが改革につながるものと考えます。そういった中で5項目について市長の見解をお尋ねいたします。①いわゆる**がん拠点病院の来年度指定に向けての取り組みは**と
いうことでございます。以前にも取り上げたことがあります、がん検診の質に市で格差があることが厚生労働省の調査で明らかになりました。これは全国の市が2005年度に実施したがん検診の受診者でがんの疑いがあって精密検査が必要と判断された人の割合を要精検率と言うそうでありますが、市によってゼロから34%と大きな開きがあることが発表されました。調査を行った主任研究者の東北大学小坂教授によりますと、がんの死亡率を下げるためにがん検診を指導・管理する都道府県や国は検診の質をチェック、向上させる努力が急務だと述べております。また、秋田・弘前・岩手医科・岩手県立の4大学は、12月6日に秋田市で「北東北における

る総合的がん専門医療人の養成」に関し、文部科学省の「がんプロフェッショナル養成プラン」に申請し採択され協定を結びました。今後が期待されるわけであります。その中で当市と関係の深い秋田大学は化学療法・緩和ケアを重点とした専門医・看護師養成、そして弘前大学は放射線療法と腫瘍内科医・薬剤師などの養成に主力を置くと発表されております。これらに関連し、当市の市立総合病院は19年度はがん指定にならなかつたのでありますが、県の方針も踏まえ20年度指定に向けてどのような取り組みをするのか、そして何が問題で何をどのようにすればいいのかをお尋ねいたします。

②早朝受診受け付け待ち対応についてであります。早朝から待合ホールで受診のため待ち受けの患者さんが多数いることを御存じかと思います。幾らでも早く診てもらいたいと思うのはいたし方ありませんが、そこに待っている人もいれば、いすの上に何枚も診察券を置いた状態にして、どうも複数の人に頼まれて診察券を並べている人がいるやに聞いております。誰でもむだな時間は惜しいのでありますが、このような状態を放置しておいてよろしいのでしょうか。また、下げる看板には「診察受付順番待ちの皆様へ」というお願ひを書いております。「最近、受付順番待ちの方で、順番を確保のため、診察券などを置いたまま帰られる方が多く見られます。受付待ちの方は診察券などで場所を取らず、また、席を詰めて順番にお待ちくださいますよう、ご協力をお願ひ致します。病院長」、これはかなり以前からこういう表示がされているようですがいかがでしょうか。そして受付のところには「診察券の投入時間は午前7時30分からです」と書いておるのであります。

次に、前日から駐車している車の対応についてであります。何度か朝6時半に病院に行ってみたのですが、この降雪期になってきますと車のフロントや屋根に雪が積もった状態はどう見ても前日から駐車をしていると思わざるを得ません。そういう車が10台近くありました。そうでなくとも駐車スペースが不足と言われている中、前日からの駐車に対して何とか手を打つ必要があるのではないかと考えますがいかがでしょうか。

④院内の案内標識はきちんとできているかであります。高層棟が完成し、従来からの正面玄関から入り各診療科まで行くのにわかりにくいという声があります。すべてのリニューアルが完成した暁にはしっかりと案内図を完成させる予定でしょうが、それまでの間でも患者さんがまごついたり不便を感じるようであれば、早急にきちんとした案内図を掲示してはいかがと思います。ちなみに、こういったものは紙で置いておるようですが、初めて来た人はこれが目に触れてないようあります。

次に、⑤各課の受診待ちと掲示ディスプレーはタイムリーに連動しているかであります。受診待ち番号と「何番の方、中に入ってください」と呼ばれるまで表示ディスプレーの表示がなかなか変わらないケースが多いという声があります。個々の患者さんによって診察時間はまちまちでしょうが、終わった都度更新されるならば連動して数字が変わらなければならないのに、タイムリーに変わっていないということはどういうシステムになっているのでしょうか、

お伺いいたします。

次に、⑥冬期のヘリポートは大丈夫かであります。ことしの冬はラニーニャ現象で大雪も懸念されるところであります、高層棟の救急ヘリ用のヘリポートは降雪時に非常用としてその機能が果たせるのかどうか心配なところがあります。ヘリポートのための除雪対応と強風雪時において救急ヘリなまはげがどの程度まで救急ヘリとして運航が許容されるのかをお尋ねいたします。

4、**市民の病気予防と治療について**であります。第32回**地域医療を考える集い**、テーマは「寝たきりにならないために」で12月1日に中央公民館で行われました。治療にまさる病気の予防は理想であることはあえて言うまでもありません。私は開始時間ぎりぎりに会場に到着したこともあり、中央公民館の2階の視聴覚ホールの後ろから入ったのですが、満席でかなりの人たちが立っている状態がありました。司会の大館北秋田医師会副会長の高橋先生は「開催し32回になるが、こんなに多くの参加者があったのは初めてだ」ということを述べられておりました。それだけに今回の特別講演のテーマは多くの市民の興味・関心の深いテーマであったということであります。ちなみに、講演1は「防ごう！骨粗しょう症による寝たきり」、講演2は「あきらめていませんか？あなたの視力」、講演3は「脳卒中で寝たきりにならないために」といったテーマでありました。講演会は3人の専門の医師の方々から説明があり、参加者が真剣に聞き入っていたのであります。さて、今回のこの講演会は前述のように**大館北秋田医師会**の主催ですが、病気予防というテーマなので多くの市民に聴講のチャンスを確保するという観点から、この種のことについて行政として開催場所等についてもっとよい会場にするなど主催者と連携を図ってもよいのではないかと考えますがいかがでしょうか。また、あえて言うならば、最近はさまざまな場面でパワーポイントなどで説明する関係上、今の視聴覚ホールのスクリーンの大きさでは後方では文字が小さくて読めないという声も聞いております。いかがでしょうか。

②**最速流行のおそれのインフルエンザ対策について**であります。12月4日の国立感染症研究所に全国約4,700の医療機関から報告されたインフルエンザ患者数がことしの第47週、これは11月19日～25日の週ですが、全国的な流行開始の指標である定点で1.53人で、調査の始まった1987年以降のこの20年間で最速の流行が確認されました。そしてそれにあわせ12月6日、秋田県の感染症情報センター感染症発生情報、これは11月26日～12月2日に発表されたものであります、大館保健所管内でもインフルエンザの発生が確認されました。全国的に患者が増加していく中、今後患者の増加の可能性が高いことからどのように予防と治療体制についてとられようとしているのか市長の御見解をお尋ねいたします。

最後に5番目、もうかる林業振興についてであります。森づくりシンポジウムを受けて、今後の林業振興施策にどのように取り組むかであります、米代川流域林業活性化センターと岩手県北上川上流流域森林・林業活性化センターとの共催で森づくりシンポジウムが11月19

日に行われました。私も参加いたしました。今回は県の枠を超えて先進事例を学び情報交換を行うことで、民有林から安定的素材を目指し森林資源を有効活用するシステムづくりを提起されたのであります。基調講演では「施業・経営の団地化のすすめ」という演題で日本林業の再生の方策についても述べられ、そしてパネルディスカッションでは小畠市長がコーディネーターとして進められ、熊本県の泉林業の社長から、機械化の施業の様子について、宮崎県の南那珂森林組合の堀ノ内専務から、組合で取り組んでいる団地化や林地のデータベース化事業の紹介があり、先進地の事例として示唆に富んだ話がありました。関係者との相互の突っ込んだディスカッションまではいかなかったのですが、林業で収益を上げるために今後とるべきことということで、林業の素材、生産による地域経済活性化を目指した森づくりシンポジウムから何を学び、そして林業振興に対して市長はどのように考えておるのかをお伺いしまして、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）（降壇）

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの佐々木議員の御質問にお答えいたします。

1点目、大館の「大文字焼き」の日本一の大きさ奪取の考えは。①日本一の大文字は三島市と言うがいかがかということですが、本市の大文字焼きは祖先の供養と市が将来に向かい大きく発展することを祈願するものであり、昭和43年に始められたのは議員御指摘のとおりであります。御質問の大きさにつきましては、現在のところ御案内のとおり1画120メートル、2画180メートル、3画150メートルということで、1画だけ三島に負っているわけであります。しかしながら、全体としてはバランスがとれているものと思っております。大文字焼きは市民や本市を訪れた方々に40年近くにわたり親しまれておりまして、送り盆の行事として今後も長く行ってまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

②各種ホームページの「秋田の日本一」への掲載でありますけれども、御指摘のとおり、大文字の大きさでは三島市に抜かれておりますので、今月5日に県の情報公開センターに連絡しまして削除していただいております。日本一の大きさではなくなりましたが、日本一美しい大文字焼きとして今後も宣伝してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

2点目、比内地鶏について。①比内地鶏の偽装問題に対する市の認識と対応についてであります。この問題によりこれまで築き上げてきた比内地鶏のブランドに対する消費者の信頼が揺らぎ、地域全体に与えた影響ははかり知れないものであったと考えております。比内地鶏の生産は県全体の約5割を本市が占めており全国ブランドとして売り出しておりますので、市では10月23日に県・生産者・加工販売者など関係団体からなる、比内地鶏ブランドを守る緊急対策本部を設置し認証制度・産地証明書・キャンペーンなど8項目の対策を検討し、県の対策本部と連携してできるものから取り組みを進めているところであります。

②比内地鶏の定義について。天然記念物比内鶏と山田流比内鶏、さらに比内地鶏について、それから③県の比内地鶏認証と市の対応についてであります。この2点につきましては関

連がありますので一括してお答え申し上げます。これまで県の比内地鶏の定義が、天然記念物比内鶏の雄とロードアイランドレッドの雌の一代交雑種であり、一方、秋田県比内地鶏生産振興協議会の定義は、天然記念物比内鶏を父とする秋田比内鶏の雄とロードアイランドレッドを母とするロード種の雌の一代交雑種であります。このたび県は協議会の定義による比内地鶏が丈夫であることなどからこの定義も採用することとなり、素びなに関しては統一されたところであります。また、地鶏の名称を使用するためにはJAS法により平飼いまたは放し飼いが条件となるため、県が計画している認証制度ではさきの素びなをその条件で飼育したものだけが比内地鶏の認証を受ける見込みであります。ただし、一部ケージ飼いしている業者から異論が出ていることから協議の方向を見守っている段階であります。なお、山田流比内鶏に関しましては、食用の地鶏ではなく天然記念物である比内鶏の血統に関するこあり別問題と解釈しておりますので御理解を願います。

④食の安心・安全に対する考え方は、**⑤JAS法と食品表示とその徹底について**。この2点につきましては関連がありますので一括してお答え申し上げます。食の安全は生産者や加工業者が消費者の立場に立って、コンプライアンスはもとよりトレーサビリティ・情報開示を行なながら食品の生産・加工に携わることが最も必要なことであると考えております。市としましても県と連携を密にし、企業倫理の確立や経営者のモラル向上を含めて加工・製造業者へ指導してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

3、大館市立病院の改善点について。①がん拠点病院の来年度指定に向けての取り組みは。本県では、今年度に都道府県がん診療連携拠点病院として秋田大学医学部附属病院が、また、地域がん診療連携拠点病院として平鹿総合病院・由利組合総合病院及び仙北組合総合病院の3つが指定を受けております。市立総合病院におきましても、昨年度に地域がん診療連携拠点病院の候補として推薦を受け指定申請を行いましたが、緩和ケアチームの設置及び院内がん登録などの体制が不十分であるとして指定には至らなかった経緯があります。そのため、現在、緩和ケアチームの編成作業を進めており、また、来年度からは診療情報管理士を採用し診療録の管理や院内がん登録を実施することとしており、来年度において改めて申請し平成21年度の指定を目指したいと考えております。今後とも施設整備・診療体制の拡充に努め、質の高いがん医療を提供するための体制づくりに努めてまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

②早朝受診受け付け待ち対応についてであります。市立総合病院では朝の5時時点で20人ほどの方が、また、受け付け開始の7時30分時点では150人ほどの方が順番待ちをしている状況となっております。現在、院内掲示などにより診察券や物を置いたりしての席とりなどをしないようお願いしているところでありますが、今後は実態の把握に努めるとともに、患者さんに不公平感を与える事例を確認した場合には当院の方針について御理解と御協力を願いし、適切に対処してまいります。また、早朝から来院しなくても希望どおりの時間帯に診察できるようにするために、各科に予約制を取り入れることが必要であると考えており、開業医など

1次医療機関との地域医療連携をより一層推進し予約制の拡充に努めてまいりたいと考えております。

③前日から駐車している車の対応についてであります。市立総合病院の駐車場の利用に関してはこれまで何度も何度か実態調査をいたしております。議員御指摘の前日から駐車していると見られる車は調査の結果ではほぼ入院患者のものでありましたことから、入院中の駐車はできない旨お知らせし移動をお願いしております。一方、まれに入院患者以外で駐車をしている場合もありますので、このような場合にはすぐに電話や張り紙で移動をお願いしております。リニューアル後は駐車場の管理を抜本的に見直し、車で来られる方のサービスの向上にさらに努めてまいりたいと考えております。

④院内の案内標識はきちんとできているかについてであります。高層棟の完成にあわせ院内案内表示も設置いたしましたが、新しい建物での診療が始まった9月25日からは病院職員が、また、10月1日から11月16日までは総合病院を退職された18名の方々にボランティアとして外来患者等への院内案内の御協力をいただき、病院利用者からは非常に喜ばれています。今後もリニューアル工事の進展により院内の引っ越しが予定されており、その都度見取り図やわかりやすい表示をするなどし、利用者が混乱することがないようさらに整備をしてまいりますので、御理解をお願いいたします。

⑤各科の受診待ちと掲示ディスプレーはタイムリーに連動しているかについてでありますが、再来受け付けの場合、受け付け機が発行する番号札ごとに診療待ちの状況がわかるように、患者さんを中心段階でディスプレーを更新しております。今後も待ち時間の短縮やいろいろの解消などに工夫を重ねてまいりたいと思っております。

⑥冬期のヘリポートは大丈夫かですが、総合病院のヘリポートは地上約50メートルの高さにあり、ヘリコプターの風圧によりヘリポートの雪や氷が地上へ落下することが予想される場合は使用できない可能性もあります。もちろん通年運用の努力はしてまいりますが、安全を第一に、ことしほとんどは初年度でもあり状況を見きわめながら判断をし活用してまいりたいと考えております。

4点目、市民の病気予防と治療について。①地域の医療を考える集いは大館北秋田医師会と十分連携しているのかというお尋ねでありますが、この大館北秋田医師会との連携については、例えば、保健センターの運営についてもそうでありますし、休日夜間急患センターの運営を始めとして各種検診・予防接種等の事業展開においても、医師会を中心とした協議会等を設置しまして御意見・御要望をお伺いしております。また、市立総合病院の地域医療連携室で行っている病診連携についても医師会には多大な御協力をいただいておりましたことから、さまざまな連携をとり御指導いただいているところであります。今後も市民の疾病予防を始めとする保健・医療全般に対してお力添え・御協力を賜わりたいと考えております。それからまた、スクリーンが小さいということですので、これは場合によっては大きなスクリーンも準

備しなければいけないと思いますけれども、現在垂れ下げ式のスクリーンはあれより大きいものになると、相当大きいものになって入れかえをしなければいけないので、予算の関係もありますので若干お時間をちょうどいいしたいと思います。

②最速流行のおそれのインフルエンザ対策についてでありますけれども、ことしは例年より1カ月ほど早くインフルエンザ流行の兆しが報告されておりまして心配しております。市では例年、この時期に保健師・栄養士が健診・健康相談・各種教室・出前講座等の場において予防接種の必要性を促し、また、帰宅時のうがい・手洗い等の励行をお願いしております。また、広報での呼びかけや316名の各地区の保健衛生推進員による訪問指導等も行っておりまして、今後も市民に十分な注意を促してまいりたいと思います。なお、今シーズンも1万人近い高齢者の方がインフルエンザの予防接種を受けると予想されておりましたことから、本定例会に2,700人分の予防接種委託料の追加をお願いしておりますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

5点目、もうかる林業振興について。森づくりシンポジウムを受けて、今後の林業振興施策にどう取り組むのかというお尋ねでありますが、米代川流域林業活性化センター主催の森づくりシンポジウムが去る11月19日に開催されました。私もコーディネーターとして出席し、林業の再生と森林整備の推進を図るために施業の団地化が必要であることや、森林所有者・林業事業体・加工施設・大規模需用者のいわゆる川上から川下までが一つの協定を結ぶことなどにより、低コストで安定的な木材供給体制を構築していくことが必要であることを再確認いたしました。今後は林道整備等による作業性の向上や生産コストの低減、また、林業従事者の高齢化に対処し労働力の強化を図るための高性能林業機械の導入、さらには原木の安定生産体制を確立するとともに施業の団地化を主眼とした施策を講じてまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○20番（佐々木公司君） 議長、20番。

○議長（虹川久崇君） 20番。

○20番（佐々木公司君） 1点目でございますけれども、先ほども市長から答弁がありましたように、三島に負けている日本一の大文字、これは1画だけが負けておりまして総画で12メートルの差なのですが、このことについて今の鳳凰山のあのスペースで技術的に全く不可能なのなのかどうか、そしてまた、一応 g o o のホームページにおいては鳳凰山の大の文字は日本一と言われる美しさだと、こういう表現になっておりますが、言われるのはもちろんいいのですが、美しさというのはこれは感性の問題でありますからそう感じるのは見る人が感じる問題であって、そのこととあえて言うならば、京都の五山の送り火、これはもう歴史的に古いわけですけれども、そういったことの中であえてその日本一の大きさがすべてではありませんけれども、そういうことに1回チャレンジしてみる気持ちがあるのかどうか、それを再度お伺い

いたします。総数では大館市が、言いましたように450メートル、三島市が462メートルで合計で12メートルの差でありますけれどもいかがでしょうか。

そして、もう一つ今回の比内地鶏偽装についてでありますけれども、食の安心・安全という問題でございますけれども、今回はあの事件は何も比内地鶏という表示をしなければ鶏の薰製であれば何ら問題ないわけです。そしてあれを食べて誰かが病気になったとか問題が起きたということは一切ないわけであります。要するに表示と物の違いでありますから、このことは消費者をだましたかだまさないか、こういう問題になるわけですけれども、これは一連、比内地鶏に限らず赤福にしろミートホープにしろそういった問題の中に経営者、いわゆるつくり手側、企業のモラル・倫理という問題が一番大きいものですから、これを行政として指導しろというのは非常に難しい話ですけれども、改めてそのことの徹底についてお伺いをしたいと思います。そして先般は保健所の主催で行われました食品安全地域懇談会においても、要は消費者というものはつくり手がどういったものをつくっているか表示を見てはわからない。これはつくり手しかわからないということですから、そのことをつくり手側の徹底をしてほしい、表示も正しいものをしてほしいと、こういう強い意見があったわけでございます。以上、2点です。

○市長（小畠 元君） 議長。

○議長（虹川久崇君） 市長。

○市長（小畠 元君） まず大文字でありますけれども、技術的に可能かどうかは十分調査いたしますけれども、なれ親しんだ大文字、またこれをさらに改変するかどうかは世論の動向を慎重に見きわめなければいけないと思います。大変に長く親しまれた神聖なる鳳凰山に刻まれた文字を私の代で勝手に軽々に直していいものかどうかじくじたる思いをいたしておりますので、その辺は十分に世論の動向を見きわめていきたいと思いますので、御理解いただければありがとうございます。なお、私どもがちょっと広げたらまた三島が対抗してきたときどうするのか、それもまた考えなければいけないのでないかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、比内地鶏につきましては確かに行政としてどれだけの手立てがあるのかということなのですけれども、今回の一連の比内地鶏の市民の世論、本当に驚きと非常に落胆と言いましょうか、恐らく今関係された皆さん方はそこまで何も考えてなかつたと思うのです。今回我々の反応を見て、また世論の反応の大きさを見て気がついても遅いということでありますけれども、しかば同じようなことが私ども大館市の產品、他のものについてもやっぱりつくり手側の熱意なり御努力というものが一介の企業の不正行為によって地に落ちてしまうことのないようにしていくためには、やはりそういう関係する皆さん方の御努力というのは常にみんなが理解してあげる、そぞいろいろな意味で情報を発信していくことが最大の予防策ではないかと思います。そういう意味で、今後も大館市の產品全般について名誉回復のためにも本当に誠心誠意、農家の方も含めて頑張っているのだということの情報をどんどんこれからも発信してい

ければと思っておりますので、よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

○議長（虹川久崇君） この際、議事の都合により10分間休憩いたします。

午後2時15分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（虹川久崇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

笹島愛子君の一般質問を許します。

〔17番 笹島愛子君 登壇〕（拍手）

○17番（笹島愛子君） 日本共産党の笹島愛子です。きょう最後の質問になると思いますけれども、どうぞよろしくお願ひします。ことしもあとわずかです。よい出来事もありましたけれども、口に出したくないような残虐な事件などもたくさん起きました。テレビなどでは毎日のようにおわびするシーン、それこそ大変多く放映されました。また、若者がネットカフェで生活している報道には本当に心が痛みました。未来ある若者がそのような状況に置かれている現状はやはり大人、そして政治の責任が大きいことを認識しなければなりません。その若者が自立しこの地域に定住して子育てできる環境づくりを急がなければならぬと強く感じます。それでは質問に入ります。

1点目ですが、**市営住宅の改修・整備計画をいつまでに進めるのか、その予定**をお聞かせいただきます。私は以前にもこの市営住宅を改修して若い人たちにも住んでもらえるようにするべきではないかと質問した経緯がありますが、計画も進んでいないようすで再度お聞きするものです。現在、市全体では管理すべき住宅戸数は951戸ですが、そのうち入居しているのは758戸で、準備中のところもあるようですが193戸は手つかずのまま放置されているような状況です。言うまでもなく住宅は永久的なものではありませんので順次建てかえは必要です。しかし、まず莫大な費用をかけなくとも今ある住宅を改修し活用することが、地域を活性化させるためにも地域づくりのためにも望ましい姿だと考えるものです。地域の定住人口がふえればその地域はにぎやかになり、それにぎやかさがさらに活気を生み、それが市街地にも波及することは必至です。例えば花岡地区を例にしてみると、十三森住宅では53戸のうち29戸だけの入居ですし、大森住宅では81戸のうち39戸の入居、長森住宅に至っては40戸のうち13戸のみの入居です。つまり、この地域だけで93戸が空き家になっているわけです。いずれも約半数だけの入居の実態です。仮にこれだけの空き家に1戸に2人ずつ住んだとしても186人がふえることになります。老朽化が激しい住宅がたくさんあるので単純にこの計算どおりにいかないことも十分承知はしております。しかし、まずは計画を立てなければならないと思うものです。もちろん若者だけを対象にということではありませんが、秋田県の最低賃金は全国と比較しても最低です。労働賃金は低いがそれに比例して民間の集合住宅などの家賃も低いのであればい

いのですが、決してそうではありません。そのような中だからこそ現在ある市営住宅の計画に手を加え、住んでもらえるよう改善すべきです。今回は一例として花岡地区の状況を述べましたが、市全体をどうするのかまず調査し計画を立てるべきです。市長、いかがでしょうか。

次に、**北地区学校給食センターについて**お伺いいたします。現在建設中の北地区学校給食センターでは6校分、約2,000人の給食をつくることになっていますが、このように大量な給食をつくることで食のバランスはとれるのかとても心配なところです。私はこの間、何度か給食問題を取り上げてまいりましたが、特に今回は2,000人分もつくるということもありバランスのほかに、もし食中毒などが発生した場合など考えますと被害も甚大になるのではと大変心配されるところです。子供たちは1日1食のその給食によって今まで食べられなかった食材が食べられるようになったり、また逆なこともあると思いますが、味つけや調理方法によって食べられなくなったりもするわけですけれども、成長期にある子供たちにとっては大変大事な給食です。2,000食という**大量生産で食のバランスをとっていく**のか、これをお聞きするものです。

②として、**国内産**はもちろんですが、**地元食材の使用はどのくらい見込んでいるのか**お聞かせいただきたいと思います。先ほどから言われているように、この1年は賞味期限の改ざんや内容の偽り、中身とは違う偽装表示をしたり、また明らかに偽造したりと、とにかくこれでもかこれでもかというくらいにおわびのニュースが続きました。食材・食品の安全・安心はどこに行ってしまったのでしょうか。本当に残念なことです。しかし、嘆いてばかりいるわけにはいきません。特に子供たちの口に入る物は何が何でも安全でなければなりません。そこで、給食にはぜひとも国内産、特に地元産品を大いに使用していただくことを改めて要望するものです。悪いことをする一部の業者・生産者もいますが、ほとんどはまじめに一生懸命取り組んでいます。ぜひとも全センターでの地元産利用割合を高め、生産者の顔が見える給食にてもらいたいと思いますが、市長のお考えをお聞かせいただきます。

③は、**各学校への配給に弊害はないか**お聞きするものです。言うまでもなく、食事は温かい物は温かいうちに、焼き魚などは焼きたてを、漬物などは出したてをどこの家でも出していると思います。そうしているのではないでしょうか。しかし、そうは言っても1カ所で2,000食もつくらなければいけないですから、レストランや家のようにはいかないでしょう。それがこの給食センターの問題点でもあるわけですが、できるだけ給食時間に間に合わせて提供できるようにしておいしく食べてもらいたいのですが、6校への配給、大丈夫でしょうか。市長に改めてお伺いするものです。

次に、**後期高齢者医療制度について**お伺いいたします。来年の4月から高齢者を前期と後期、前期は65歳から74歳まで後期は75歳以上と分けて保険料を徴収することや医療内容に差別をつけることや窓口負担を上げることや年金からの天引き、さらに保険料を滞納した人の保険証の取り上げなど、高齢の方々への容赦ない取り組みが行われるのがこの制度です。そもそも

高齢者を前期と後期に分ける差別そのものに、まず驚きと怒りを感じたのは私だけではないはずです。後期と今度から言われる人たちは75歳からですが、ある70歳代の方が「もう後がない。後わざかだよ」と言っているようでとてもせつない。長生きは罪の世の中になるかも」と言われるような、このような制度づくりです。このような言葉を書くだけでもつらいものがあります。私は昨年9月の補正予算の歳出に広域連合の市の負担分についてはとても認められないと反対を表明しましたが、しかしそうは言っても、政府・与党が強行したこととはいえたこの法律が決まった以上、できるだけ高齢者の負担にならないように発言をしていくと条例案は認めました。ところが、参院選の結果を受けて政府はこの法律がいかに国民から悪法と言われているかということを認識したと見えて、凍結するとか2年据え置くとか被扶養者への対応はどうするとか、かなり複雑に手を入れてきました。それは今まで知らされていなかった老人クラブの方々や全国医師会、さらに議会などから見直しするべきだと中止するべきだとの世論が広がったからです。知れば知るほど私もやはりこの法律は仕切り直しをするべきだと思います。人は誰も年をとります。若いころは元気でも高齢になればいろいろな病気が出てきます。そういう高齢者を別建ての医療保険とすることには何の道理もありません。国民皆保険が確立している国の中で、年齢で被保険者を切り離し保険料や医療内容に格差をつけている国はどこにもないとのことです。市長はこのようなつらい内容の**制度をどのように高齢者の方々に周知させるのでしょうか。**

②は、この秋田県広域連合も保険料は年金から天引きするのかお聞きします。この制度では75歳以上の人には今加入している医療保険を脱退させられ、新しい後期高齢者だけの医療保険に組み入れられ、そこに待っているのは情け容赦ない徴収です。保険料はそれぞれの広域連合で決めることになっていますが、現時点で保険料が決まった県の中では秋田県は低い方から2番目くらいだということありますが、それでも年間6万41円になるというものです。しかも、保険料は2年ごとに改定され、医療給付費の増加や後期高齢者の人口がふえるのに応じて自動的に引き上がる仕組みとなっています。制度のスタート時に保険料を低く抑えた地域も将来の値上げは確実と言われています。さらに、この保険料は介護保険料と合わせて年金からの天引きで徴収するようにとあるようですが、秋田県の連合会でも天引きするのでしょうか。老人クラブのある方は「何でもかんでも年金から引かれて何ぼも残らない。困ったものだ。もう笑うしかない」とあきらめた顔で言っていました。年金からの天引きはやるべきではないと考えますが、市長はいかがでしょうか。

次に、この**制度の中止・撤回を求める議会も出てきています。市長の見解はどうでしょうか。**前段でも述べましたが、この制度の問題点が噴出したことを受けて政府は、被扶養者に対しては制度の加入時から2年間はこの被保険者均等割のみを課して、これを5割軽減することが決まっていました。それに加えてさらに2年間負担の軽減を図るということが出されました。これによって来年4月から9月まで半年間は保険料をゼロにし、その後、再来年の3月

までの半年間は9割軽減して、21年4月以降1年間は5割軽減、そして3年目には見直しする年度に入ってしまうという小刻みな軽減措置を示しました。これによって実務もとても煩雑になり担当者も相当苦労されるのではないかと心配されるところです。この被扶養者であった人たちの見直しを見ただけでも、高齢者の医療制度改革がお年寄りを苦しめる制度であることがわかると思います。今始まったばかりだから少しづつおまけはするけれど、2年たつたらしつかりいただくという大変な制度です。市長は広域連合の一委員としてこの間審議されてきたのでしょうか、制度の中止や凍結・見直しを求めていることに対してどのように受けとめているのかお聞かせください。

次は、**前期の方の国保税を年金から天引きしないよう求める**ものです。政府は後期高齢者医療制度の導入に便乗して、65歳から74歳までの方の国民健康保険税も年金から天引きするように求めています。しかし、私は以前にも口座の引き落としなどは生活のやりくりができないので強制しないように市長に求めましたが、市長は払ってもらえるようにしたい旨の答弁でありましたので、強制はしないというお考えだと受けとめておりました。ぜひとも年金からの天引きは行わないように明言していただきたいと思います。

次は、**70歳から74歳の方々の病院窓口負担を今の1割から2割に引き上げる案の凍結**を政府は打ち出しましたが、それを解除させないよう国に求めることについてです。今、後期高齢者医療制度の中身が知られてくる中で、高齢者・国民・自治体・地方議会・医療関係者などから一斉に批判の声が沸き起こっていることを何度も申し述べました。現行制度では健康保険の扶養家族となっている人から保険料を徴収することを複雑に延期したり、70歳から74歳の医療費窓口負担を2割に引き上げることを1年延期するなどと、医療改悪の一部凍結を言い出さざるを得なくなっています。これは昨年の通常国会で強行した制度の破綻を自ら認めたものにはかなりません。この1年間、保険料からの給付は8割とし自己負担2割のうち国が1年間1割負担するわけで、その1割負担部分については市の歳入とするのではなくて、審査支払い機関に基金として積み立て公費負担医療のように医療機関に支払う仕組みとする方向のようです。その1年が過ぎたらまた事務が変更になるわけで、よほど実務を確認しないと間違いなど起こる可能性が出てくるのではと懸念されます。市長、高齢の方それも70歳から74歳までと年齢を区切って負担をふやすようなやり方はやめるように、ずっと凍結もしくは見直しをするように、市長会などでイニシアチブを発揮し国に働きかけをしてください。市長の考えをお聞かせいただきます。

最後に、**敬老会についてお伺いいたします**。質問の通告準備をほぼ終えて5日の本会議に臨んだところ、市長の行政報告が私の質問する趣旨とほぼ同じ内容で報告ありましたので簡単に述べます。敬老会の持ち方は合併前の比内・田代町はバスで送迎しながら1カ所で行っておりますし、旧大館市におきましては各地区14カ所で行っています。この方法につきましては特に変える必要はないかもしませんが、どうすればもっとたくさんの方々に出席していただ

けるのか一考必要だと思います。現在、敬老会参加年齢は77歳からです。歩いて行ける方や会場が近い方は別としても何らかの援助が必要としている人は多いはずです。そのためにはさまざまな工夫が必要です。今年度参加率34.4%からせめて50%ぐらいまで引き上げて、この敬老の思いを伝えてほしいと思います。市長のお考えをお聞かせください。

以上で、私の質問を終わります。(拍手)(降壇)

[市長 小畠 元君 登壇]

○市長（小畠 元君） ただいまの笛島議員の御質問にお答えいたします。

1点目、市営住宅の改修・整備計画の予定はについてありますが、本市における市営住宅の管理戸数は24団地951戸で、そのうち入居戸数なのですけれども私のメモでは767戸、残り184戸は修繕に多額の費用を要するもの、または建てかえ予定のために募集を停止している、そういう数字でありますのでよろしくお願ひします。管理戸数のうち耐用年数を経過したものは約41%であります。安全性や居住性の確保の点から早急な対応が必要であり、その他の団地につきましても住宅性能の面や、それからまた少子高齢化の観点から新たな対応が求められております。このように、市営住宅の計画的な建てかえや改善が喫緊の課題となっていることから、これまで大館市公営住宅ストック総合活用計画の中で各団地の経過年数や構造、避難の安全性、居住性について判定を行い、団地単位の活用計画を推進してきたところであります。しかしながら、現在、合併後の新市における住宅政策の全体像を示した計画がないことから、来年度をめどに住宅再生マスターplanを策定しストック計画をもとに老朽化住宅の整理も視野に入れながら、市全体の住宅政策の見直しを図りたいと考えております。その中で、特に住宅の建てかえについては利便性の高い中心市街地の街なか居住を推進するため、PFIによる借り上げ方式を活用しながら財政負担の軽減に努め、居住者ニーズに対応する効率的かつ効果的な事業を進めたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

2点目の北地区学校給食センターについては、後ほど教育長からお答え申し上げます。

3点目、後期高齢者医療制度について。①後期（75歳以上）対象の方々は新制度をほとんど知らない。周知の方法は、②秋田県広域連合も保険料は年金からの天引きか、③制度の中止・撤回を求める議会も出てきた。市長の見解は。この3点につきましては関連がありますので、一括してお答え申し上げます。来年4月から新たにスタートする後期高齢者医療制度は御案内のとおり、75歳以上の方を対象に心身の特性と生活実態を踏まえ高齢化社会に対応した医療サービスを提供することを目的としたものであります。高齢者への影響についてでありますが、病気やけがの治療など医療給付の内容や医療費の自己負担については現行の老人保健制度と変わりありません。ただ、これまで国保や他の医療保険に加入しながら老人保健制度で医療を受けていたのに対し、後期高齢者制度は独立した医療保険制度になります。そのため、現在加入している国保やその他の医療保険から脱退して自動的に本制度に加入することになり、一人一人が所得に応じた保険料を負担することになります。保険料の徴収方法につきましては

高齢者の医療の確保に関する法律により、原則年金からの天引きによる特別徴収の方法が定められております。これは高齢者の納付の利便性を図ることや市町村事務の軽減を考慮したものであります。また、制度の運営は都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が行うものであり、本年11月には第1回広域連合議会定例会が開催され、保険料などを規定する後期高齢者医療に関する条例案等が可決されたところであります。今後は制度の円滑な実施に努め、よりよい制度となるよう地方六団体等を通じ機会あるごとに国に働きかけてまいりたいと考えておりますので、あわせて御理解をお願い申し上げます。なお、これら新制度の周知につきましては、広域連合と連携しながらポスター掲示、広報や国保のふれあい等に掲載してきたところでありますが、今後もさまざまな機会をとらえて後期高齢者医療制度の周知徹底を図ってまいりたいと思っております。また、周知用パンフレット購入に係る補正予算案を本定例会に御提案申し上げておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

4点目、**前期（65歳から74歳）の方の国保税を年金から天引きしないこと**ということですが、前期高齢者の方々の国保税の納付方法につきましては、後期高齢者医療制度における保険料の特別徴収と同様に、年金受給者における年齢による徴収方法の変動をなくすことや、納付の利便性を図ることを主眼に、あわせて市町村事務の軽減、収納率の向上等を図るため、特別徴収するよう国民健康保険法施行令が改正されたものであります。また、年金収入が18万円未満の方については、普通徴収となることから納付相談等にも応じられるよう納付環境にも十分配慮してまいりたいと思っております。また、現在、基幹システムの更新作業中でありシステム構築終了後の来年10月から特別徴収を開始したいと考えておりますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

5点目、**70歳から74歳の方々の窓口負担を2割に引き上げる案の凍結を解除させないよう国に求める**ことということですが、議員御案内のとおり、昨年の高齢者医療制度改革で70歳から74歳の方の窓口負担を来年4月から2割負担にすることとされておりましたが、国では窓口負担の引き上げを1年間据え置くこととしました。さらに国では据え置かれた1割分の医療費を、新たに指定公費負担医療を創設し医療機関へ支払う仕組みで準備を進めている状況であります。しかしながら、この措置は一時的な緩和措置であり、高齢者にも応分の負担をお願いしていくということが国の考え方であります。市としましては今後とも高齢者に過度の負担がかからないよう関係機関に働きかけてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

6点目、**敬老会について**であります。できるだけ多数参加できる工夫をということですが、まず本年度の敬老会の開催に当たりまして、御協力をいただきました婦人会や町内会など多くの皆様、そして御臨席いただきました議員の皆様にこの場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。さて、本年度の敬老会の実施状況につきましては行政報告で申し上げましたとおり、参加率は34.4%であり年々参加者が減少傾向にあります。このため、市では協力して

いただいた婦人会や町内会の皆様に今後の敬老会のあり方についてアンケート調査を実施したところです。参加者の勧誘・送迎やアトラクションの出演者などに苦労しているとの声が寄せられましたが、開催の規模や形式は現状のままでよいという意見が多数ありました。また、婦人会の皆様からは今後も市へ積極的に協力していきたいという御意見をいただきましたことから大変心強く思っております。今後の敬老会の開催につきましては、婦人会の皆様と送迎の方法やアトラクションなども含めて引き続き御相談申し上げながら高齢者の皆様の声を聞き、少しでも多くの方々に参加していただけるように工夫してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○教育長（仲澤銳蔵君） 笹島議員の2点目、北地区学校給食センターについてお答えいたします。1つ目として、**大量生産で食の栄養バランスは大丈夫か**ということですが、食数にかかわらず学校給食における栄養バランスは最も基本的な事項であり、北地区学校給食センターにおいてもこの点については十分に配慮した献立を作成していくことになると思います。また、学校職員・栄養職員・PTA等で構成される北地区学校給食センター運営委員会を設置し、保護者等の意見が十分尊重されるような仕組みも整えてまいりたいと考えております。

2つ目として、**国内産・地元産食材の使用見込みについて**であります。現在、大館市の学校給食で使われている食材の使用量割合は、国内産については魚類や一部冷凍野菜を除いたほとんどの食品で95%以上を占めており、また、地元大館産の導入割合も全食品を平均すると30%を占めております。学校給食の食材に地場産品を供給することは安全・安心の面からも望ましいと考えられることから、北地区学校給食センターにおいても関係機関等と協議しながら地産地消の拡大に努めてまいりたいと考えております。

3つ目として、**各校への配給の弊害はないか**ということについてであります。北地区学校給食センターの場合は温度管理された4台の保冷車により配送する計画になっております。また、調理後も風味を損ねることがないよう十分な保温機能を備えた食缶等を使用されること、学校の受け入れ態勢も含めて国が示す調理後2時間以内で給食できるよう計画しておりますので、距離的な面からの弊害はなく、配給ができるものと考えております。

以上であります。御理解賜りますようよろしくお願ひいたします。

○17番（笹島愛子君） 議長、17番。

○議長（虹川久崇君） 17番。

○17番（笹島愛子君） 高齢者の医療関係のことについて再度お聞きしたいと思います。この周知徹底させる方法ですけれども、世帯ごとに全戸対象にして配るというふうにお聞きしましたけれども、やはり対象者の名前で直接送った方がいいのではないかと思います。ということは、もちろん全戸に送るのが一番いいと思いますけれども、その世帯主が該当する75歳以上の親族にきちんと伝える、今度こういうふうに変わるものだということがうまくいくのか、それ

と、やっぱり75歳以上の対象の方の名前で行ってみんなで今度制度が変わらるのだという認識をしてもらうのがいいのではないかと思いますけれども、その点についてもう一度お聞きしたいと思います。それから、パンフレットをいただきましたが、先ほど70歳から74歳の方の窓口負担、この1年間だけ今までどおり1割にするということありますけれども、このパンフレットには「2割負担になります」ともう刷り込んであるのです。このパンフレットを各家々に送付するのではないと思いますけれども、改めてこの1年間は今までどおり1割負担で受けられますというふうにするのでしょうか。それからもう1点ですけれども、年金からの引き落としについては今、市長からお聞きしましたけれども、現行のこの老人保健制度では75歳以上の高齢者は国の公費負担医療を受けている被爆者とか障害者と同じく保険証の取り上げが禁止されているわけです。それは高齢でもありますし医療を奪われたら直ちに命にかかわるからです。それを今度はこの老人保健制度を廃止して後期高齢者の医療制度に変えるということで先ほど市長の答弁がありましたけれども、年金が18万円以下の方からは窓口納付をしてもらうというわけで、これが支払えなくなつた、滞納した場合は保険証の取り上げを行うのでしょうか。このことについてお聞きしたいと思います。あともう1点ですが、この制度の中止とか、知れば知るほど私は中止をした方がいいと思いますけれども、もう280を超える議会がこの凍結とか見直しの意見書を採択しているわけですけれども、これについての市長のお考えを再度お聞かせいただきたいと思います。

○市長（小畠 元君） 議長。

○議長（虹川久崇君） 市長。

○市長（小畠 元君） できるだけ細かくお答えしたいと思いますけれども、できれば委員会質問でも十分に御説明させていただきたいと思いますので、本会議でありますので主だった事項のみをお話させていただきたいと思いますけれども、まず一つは、この後期高齢者の保険制度については国民全体がきちんとした認識を持つべきだということから、全戸配布というのは当然のことだろうと思います。それからまた、対象者の名前で資料を送るべしということでありますけれども、対象の方の、実際には後期高齢者ということになった場合には御家族の皆様あてにも、非常に大きく関連してまいりわけでありますので対象者だけでなく御家族の皆様にもこの趣旨が十分伝わるように、当然のことながら75歳以上の方たちに我々みんな周知しておるわけでありますので、そういう関連の皆様にも御家族の皆様にもこの制度の趣旨なりが伝わるように今後キャンペーンを続けてまいりたいと思っております。それから、70歳から74歳までの方についての、言ってみると1年間の据え置きについては先ほど私が御説明したとおりでありますので、もう1回言ってもよろしいのですけれども、国では窓口負担の引き上げを1年間据え置くこととしたわけでありますので、そのとおりであります。さらに年金18万円以下の方についての取り扱いについては普通徴収となるわけでありますけれども、保険証の取り上げ云々というお話でありますけれども、実態としてはもう既に高齢になり大変いろいろな意味

で新たな収入の道も難しいわけですから、私ども十分に納付環境・納付相談に応じてまいりたいと思っております。その保険証を取り上げる、取り上げないということについてはもちろんこれからも十分に我々は協議をしていかなければいけないわけでありますけれども、大切なことは必要なサービスがきちんと受けられるような環境をつくっていくこと、個々人の、言ってみると納付環境を十分に配慮していかなければいけないことではないかと思います。また、いずれ細かいいろいろな新たな保険証の取り扱いその他については改めてまた細かい点も御報告したいと思います。それから、見直しする考えはないか、各見直しについて大変に後期高齢者についていろいろな意味で意見がたくさん出てきているのではないかということでありますけれども、これは都道府県単位で全市町村が加入する広域連合を結成し全会一致で広域連合議会の定例会で今回の条例案等も可決されたわけであります。その意味で確かに賛成・反対いろいろ意見はあるとは思いますけれども、広域連合として一定のこういう方向で行こうという、方向が出されたわけでありまして、私もその線に従って行きたいと思っております。以上であります。

○17番（笹島愛子君） 議長、17番。

○議長（虹川久崇君） 17番。

○17番（笹島愛子君） 今、市長は委員会の中で詳しくというふうに言われましたけれども、やっぱり担当の委員会ではありませんので、それとこれからできる新しい制度のことでありますので、改めてこの本会議で取り上げたわけです。それで、もう一度確認しますけれども、このパンフレットを全戸に送付するというのではないということを確認したいのです。ということは今詳しく言いましたけれども、このパンフレットの中には「2割負担になります」というふうに言ってありますので、そこだけもう一度確認したいと思います。

○市長（小畠 元君） 議長。

○議長（虹川久崇君） 市長。

○市長（小畠 元君） 必要な、もちろん制度の改正その他があった場合には全部その都度訂正してお配りしますので、わざわざ誤解を招くようなパンフレットのまき方はしませんので、どうか御安心ください。

○議長（虹川久崇君） 以上で、本日の一般質問を終わります。

次の会議は、明12月11日午前10時開議といたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時8分 散 会
